

# 弁護士・最高裁判事 山田作之助——その生涯

辻 村 亮 彦

はじめに

- (一) 本研究の経緯
- (二) これまでの弁護士研究
- (三) 山田作之助研究の意義

一 系譜

- (一) 父方
  - (二) 母方
  - (三) 兄弟姉妹
  - (四) 妻・岳父
  - (五) 子孫
- 二 生い立ちと判事時代（一八九六～一九二五）

- (一) 生誕と府立一中時代（一八九六～一九一三）
- (二) 三高・東京帝大時代（一九一四～一九二〇）
- (三) 司法官試補・判事時代（一九二〇～一九二五）
- 三 神戸の企業弁護士として（一九二五～一九六〇）

- (一) 高倍山田法律事務所時代（一九二五～一九四二）
- (二) 山田法律事務所時代（一九四一～一九六〇）
- (三) 弁護士として関与し、判例となった訴訟事件
- (四) 私生活

四 最高裁判所判事として（一九六〇～一九六六）

- (一) 最高裁判事就任の経緯
- (二) 第二小法廷での裁判官生活

- (三) 欧米視察（一九六五）
  - (四) 私生活
  - 五 晩年（一九六六～一九九五）
    - (一) 執筆活動
    - (二) 弁護士活動
    - (三) もうひとつの「神戸学院」
  - (四) 孫娘小林洋子との死別（一九七二）
  - (五) 山田家と信仰
  - (六) 阪神・淡路大震災、死去（一九九五）
- 【資料一】 山田作之助 略歴  
 【資料二】 山田作之助 著作目録（暫定版）

## はじめに

(一) 本研究の経緯

二〇一三年（平成二五年）十月、瀬戸内海に面した神戸・塩屋の洋館から、段ボール箱に無造作に入れられた一群の書籍、文書類が家具などとともに運び出された。その洋館のかつての住人は、神戸で六十年以上にわたって弁護士として活動し、一九六〇年（昭和三五年）から六六年（同四一年）にかけて最高裁判所判事も務めた山田作之助（一八九六・四・二二～一九九五・五・二〇）である。彼の死から一八年を経て、その洋館（山田の前の持ち主F・M・ジョネスの名を冠して「旧ジョネス邸」と呼ばれる）を解体してマンションが建てられる計画が持ち上がり、地元住民を中心に保存運動が展開されるものの、時間と資金の不足のため保存運動は所期の目的を実現することはできなかった。保存運動を担った「一般社団法人旧ジョネス邸を次代に引き継ぐ会」は、洋館の遺産を生かそうとデイベロッパから洋館内部の部材・家具等の動産一切の譲渡を受けたが、その中には書籍・文書類も含まれていた。「引き継ぐ会」では、書籍・文書類を廃棄しようという声もあがったが、その重要性に

気付いた会員から研究機関等への移管が提案され、移管先探しが始まった。移管先候補に挙げられたいくつかの機関に打診したものの不調に終わり、最終的には二〇一四年（平成二六年）八月に神戸学院大学が書籍・文書類一式を預かることになり、同年九月に神戸学院大学有瀬キャンパスの一室に運び込まれた。<sup>(1)</sup>

山田作之助関係資料は、山田作之助が遺した書籍、文書、古写真等から構成されている。その詳細は現時点で明らかでないが、分量としては、書籍が書棚一本分、文書類が整理ボックス約八八箱、明治期の古写真が十数点におよび、内容としては、書籍には明治から戦後にかけての法律書や山田の趣味を反映した一般書、文書類には弁護士や最高裁判事としての職務の過程で作成された書類や多くの書簡が含まれている。二〇一五年度より科学研究費補助金（基盤研究C）「最高裁判事・山田作之助を起点とした二十世紀の法実務と学知の交錯」が採択され、<sup>(2)</sup>資料の整理に着手すると同時に、六人の研究者により同資料を素材とした共同研究が開始された。二〇一六年七月現在山田作之助関係資料の整理作業は途上であるが、今後学界の共有財産として利用可能な状態にしていくことが計画されている。

本稿は、二〇一六年七月二日に神戸学院大学有瀬キャンパスで開催された、前記科研費プロジェクトの第一回研究会における報告を元に、当日の質疑応答やその後の資料調査で明らかになった事実を加えて公表するものあり、これまで十分に知られてこなかった山田作之助という法律家の九九年の生涯の一端を明らかにすることを目的とする。これまで何人かの弁護士出身最高裁判事に対して没後に関係者によって追悼文集が編まれているが、山田は九九歳と高齢で逝去し生前に関係した人々の多くが既に亡くなっていたためか、<sup>(3)</sup>追悼文集のたぐいは刊行されなかった。また、山田自身が執筆した、あるいはインタビューを通じて公にされた自伝的著述も、いくつかの断片的なものに留まる。このため、山田の足跡を辿るには、生前に公刊されている文献や山田作之助関係資料

に含まれている文書類にその手がかりを求めるほかはない。そのような資料的制約もあり、本稿は山田の伝記としては極めて不完全なものにとどまるが、山田作之助研究への第一歩を踏み出すべく、敢えて公表に踏み切るものである。また、前記研究会では九州大学大学院法学研究院・七戸克彦教授に山田作之助およびその華麗なる一族について極めて充実したご報告をいただき、筆者も非常に多くの示唆を得た。七戸教授によるご報告の内容は本号に掲載されることになっており、本稿と重なる部分も多いが、明記のうえ引用した部分を別にするとおの独自の研究成果として公表されるものであることを付記しておきたい。

## (二) これまでの弁護士研究

山田作之助は、後に詳述するとおり、司法官試補、判事として約五年（うち一年は兵役）を過ごした後、途中約五年の最高裁判事時代を別にする、約六五年にわたって神戸において弁護士として活動しており、職業生活の大半は弁護士としてのものであった。従って、山田作之助に関する研究は第一義的には弁護士研究として位置づけられることになるであろう。そこで、以下では、近年の弁護士研究の動向について簡単にまとめた上で、山田作之助研究が持ちうる意義について触れておきたい。

弁護士研究における一つの系譜として、「社会派」あるいは「人権派」弁護士の研究がある。明治から現在に至るまで、多くの弁護士が、労働者、小作人などの社会的弱者や冤罪の疑いのある刑事被告人の権利を擁護し、時に国家権力と対峙してきた。昭和二四年弁護士法第一条において弁護士の使命と謳われている基本的人権の擁護、社会正義の実現を掲げて闘った弁護士たちについては、これまで多くの研究の蓄積があり、近年でも明治法律学校を出て治安維持法裁判や三鷹事件などの刑事事件に生涯を捧げた布施辰治（一八八〇～一九五三）<sup>4</sup>に関する

る研究書や評伝が相次いで出版されている。<sup>(5)</sup>

他方で、法制史学の分野で近年盛んになっている弁護士研究の視角として、地域の弁護士（および非弁護士）に関する研究が挙げられる。近年の研究において特に分析対象となった弁護士は、東京法学校（後の政法大学）を出て故郷の兵庫・豊岡において弁護士活動に生涯を捧げた馬袋鶴之助（一八六四～一九三〇）<sup>(6)</sup>、明治大学を出て戦前、戦後の静岡で活動した鈴木信雄（一八九八～一九七九）<sup>(7)</sup>であるが、いずれも前記の東京を拠点に全国に活動を展開した「社会派」「人権派」とは異なる地域密着型の弁護士である。さらに近年では（狭義の）有資格の弁護士よりさらに視野を広げ、弁護士資格の有無を問わずさまざまな形で地域における紛争解決に関与する（広義の）弁護士の動きに着目する歴史研究も盛んになってきている。<sup>(8)</sup>

### （二） 山田作之助研究の意義

では、右に述べた伝統的な「社会派」「人権派」弁護士研究や、近年高まりを見せつつある地域の弁護士研究と対比したときに、山田作之助研究はどのように位置づけることができるだろうか。

多くの大企業の顧問弁護士を務めた山田作之助は、社会的弱者に寄り添い、時に国家や資本家たちと闘う「社会派」弁護士とは対極の、顧問先企業の利益の最大化を図る「資本家の手先」と糾弾されかねないような立場にいる。その意味で「社会派」「人権派」弁護士研究とは一線を画した研究とならざるを得ないことは当然である。従来のアカデミズムにおける弁護士史研究では企業弁護士に焦点が当てられることはほとんどなかった。<sup>(9)</sup> 企業の経済活動の法的リスクに事前に対処しようとする法律家の営みの歴史にも光を当てていくことによって、日本における弁護士の歴史に対する見方を多面的、重層的なものにすることができるとは思えないかと考えられる。

他方、「地域の弁護士」研究の文脈と山田作之助研究はどのような関係にあるだろうか。山田作之助が活動の拠点としたのは明治維新以来の開港地神戸であり、その中でも彼は顧問先企業の外国との取引のリーガルチェックや海難事故の後始末といった渉外事件も多く手がけている。同じ兵庫県内でも日本海側の小都市である豊岡や、県庁所在地ではあるが海外とのつながりの薄い静岡の弁護士と比べると、神戸の渉外弁護士の取り扱う案件は全く異なっている。神戸の渉外弁護士は、「地域の弁護士」として語るとしても、統計上の「外れ値」と言ってもいい特異な位置を占めることになろう。港町神戸という地域におけるリーガルサービスの実態を明らかにすることにより、近代日本における「地域の弁護士」像に新たな光が当てられていくことになるであろう。

加えて、山田作之助は、東京帝国大学出身の弁護士であると同時に最高裁判所判事を経験した弁護士でもある。私立法律学校、私立大学出身者が多数を占めていた弁護士業界において、東京帝大を出て一旦判事を経て弁護士登録し、後に最高裁判事に推挙されるという人生を歩んだ山田作之助は、やはり特異な位置を占めると言っていだらう。山田作之助はドイツ型日本民法学を完成させたと評される東京帝大教授鳩山秀夫の三番弟子を自称し、勝負所と踏んだ訴訟では鳩山をはじめとする元帝大教授の弁護士を動員し、勝訴判決を得た。他方、最高裁に入り弁護士出身判事として判例の形成にも寄与した。学界とのつながりを密に持ちつつ判例を通じた法形成にも関与してきた弁護士山田作之助の活動を明らかにすることは、「法実務と学知の交錯」という問題領域に新たな地平を切り開くことになるであろう。

以上に述べてきた問題群に本稿において正面から立ち向かうことは難しい。しかし、その第一歩を踏み出すための準備として、以下では山田作之助という法律家の歩んだ道を素描していくことにしたい。

山田作之助は、一八九六年（明治二九年）四月二三日、父・喜之助、母・鳩（にお、鳩子とも表記される）の三男として東京に生まれた。彼を他の弁護士から際立たせている一つの要素が、その華やかな親族関係である（【図】）。父・喜之助は旧東京大学法学部出身でいわゆる民法論争では延期派の一人として活躍した弁護士であり、また、作之助の子孫も、長男・弘之助、弘之助の次男・洋之助、洋之助の長男が弁護士であり、山田家は喜之助から数えて五代続けての弁護士一家である。また、母・鳩の父・岡松麿谷（おうこく）は熊本藩の漢学者、長兄・山田紹之助は北海道帝国大学教授（鉱山機械学）、父方の叔父・山田正三は京都帝国大学教授（民事訴訟法）、母方の叔父・岡松参太郎は京都帝国大学教授（民法）、その弟・井上匡四郎（ただしろう）は東京帝国大学教授（採炭学）を務めるなど、著名な学者も多い。以下では作之助の親族のうち主要な人物について紹介することにするが、その詳細、とりわけ父・喜之助、叔父・正三、長男・弘之助については、本号掲載の七戸教授の論考を参照いただきたい。

(一) 父方

(1) 山田喜之助（一八五九～一九二三）<sup>(10)</sup>

作之助の父・山田喜之助は、大坂で生まれ育ち、藤沢南岳の主宰する泊園書院で漢学を修めたのち、大阪英語学校に入学、途中で東京の開成学校に転じ、そのまま東京大学に進学、法学を修め一八八二年（明治一五年）に卒業した。土方寧らと同期である。小野梓らと共に大隈重信の下で東京専門学校（後の早稲田大学）の設立に関





与し、教育にも当たった。卒業後官途には就かず直ちに代言人免許を受け、日本で七人目の無試験代言人となった。<sup>(11)</sup> 政府の大隈派切り崩し工作に負け一八八五年（明治一八年）に司法省に任官し一八九〇年（明治二三年）には大審院検事、同判事も務めたが、一八九一年（明治二四年）にはボワソナード民法の施行をめぐって時の司法大臣山田顕義と対立して辞職した。野に下った喜之助は再び代言人（弁護士法施行に伴い一八九三年（明治二六年）より「弁護士」として活動し<sup>(12)</sup>、東京代言人組合会長に一八九一年（明治二四年）から九三年（同二六年）まで三回選出された。<sup>(13)</sup> 民法典論争では英法派の一員として施行延期を力強く主張、施行延期後に組織された法典調査会では委員を務めた。政界においても大隈派の論客として活躍、一八九八年（明治三二年）三月、同年八月に行われた第五回、第六回の衆議院議員総選挙に東京第三区（東京市麹町区）で大隈系の政党（進歩党、憲政本党）から出馬して当選し<sup>(14)</sup>、日本で最初の政党内閣となった同年六月発足の第一次大隈内閣（いわゆる隈板内閣）では司法次官にも就いた。<sup>(15)</sup> また、一九〇四年（明治三七年）から一〇年（同四三年）まで麹町区会議員、うち一九〇四年（明治三七年）から〇六年（同三九年）までは同議長を務めた。<sup>(16)</sup> 一八八五年（明治一八年）には英吉利法律学校（後の中央大学）の創設者に名を連ねるなど、法学教育界でも活躍し、多くの講義録が刊行された。日露戦争の際には対露強硬派の一人として世論を煽り、日比谷焼き討ち事件の首謀者の一人の嫌疑をかけられ身柄拘束されたものの、予審免訴となった。晩年は酒の飲み過ぎ等の奇行が広く報じられるなど名声を失ったのみならず経済的にも困窮、一九二二年（明治四五年）五月には弁護士業を廃業し、一九二三年（大正二年）二月二〇日、失意のうちに亡くなった。漢詩文をたしなむ趣味人としても知られ、淀川の南に生まれたことに因み「奠南」と号し、没後『奠南詩文集』が娘婿で最高裁判事も務めた小林俊三（後述）によって編まれた。

(2) 桜井屋八郎兵衛(???)

喜之助の父、すなわち作之助の祖父に当たるのが、大坂・船場の淡路町で砂糖・菓種商を営み桜井屋八郎兵衛を名乗った富三郎である。富三郎は明治維新を機に八代続いた砂糖商をたたみ、茶道の藪ノ内流師範として活動した。喜之助は弁護士として身を立てた後に富三郎のために東京・有楽町に茶室を建て、富三郎は上京時にそこで寝泊まりした。

(3) 山田正三(一八八二～一九四九)

正三は喜之助の弟で、作之助から見ると叔父に当たる。喜之助の実母・志ようの死後生まれた異母弟であるが、正三の母も正三の幼少期に亡くなったことから、東京の喜之助が引き取って面倒を見た。幼い作之助は正三叔父のことを兄のように慕い、喜之助邸で正三の友人たちにも遊んでもらっている。正三は京都帝国大学に進学、卒業後は司法官試補を経て助教授に就任し、民事訴訟法を講じた。一九三三年(昭和八年)に起きた瀧川事件では京大残留の道を選び、一九三五年(昭和一〇年)から三七年(同一二年)まで法学部長を務め、瀧川事件後の学部再建に尽力した。正三は一九二一年(大正一〇年)に彼の最初の体系書となる『民事訴訟法 第一巻』を著すが、山田作之助関係資料の中には正三から当時司法官試補であった甥・作之助に贈られたものが残っている。

(二) 母方

(1) 山田鳩(一八六八～一九四三)

作之助の母・鳩は、岡松麩谷の二女として熊本で生まれ、幼い頃父が東京に紹成書院を開いた際に上京、以来亡くなるまで東京で過ごした。

(2) 岡松甕谷(一八二〇〜一八九五)<sup>(17)</sup>

鴉の父、作之助の母方の祖父に当たる岡松甕谷は、熊本藩領豊後国大分郡高田郷(現在の分市)出身の漢学者。一八七六年(明治九年)紹成書院を東京に開き、一八八二年(明治一五年)から一八八六年(明治一九年)まで東京大学文学部、東京大学予備門の教授も務めた。

(3) 岡松参太郎(一八七一〜一九二二)

甕谷の三男・参太郎は帝国大学法科大学卒業後ドイツへの留学を命ぜられ、帰国後新設の京都帝国大学の民法講座教授に就任した。<sup>(18)</sup>後に満鉄理事も務めた。甕谷の長男、次男は生後間もなく亡くなったため、三男・参太郎が事実上の長男として甕谷の死後岡松家の家督を継いだ。

(4) 井上匡四郎(一八七六〜一九五九)<sup>(19)</sup>

甕谷の四男・匡四郎は、東京帝国大学で鉱山学を修めた。大日本帝国憲法の起草者としても知られる男爵・井上毅の養子となり、井上の娘と結婚。東京帝国大学の採鉱学講座の教授となり、貴族院の勅選議員も兼職し、第一次若槻内閣では鉄道大臣を務めた。

### (三) 兄弟姉妹

(1) 山田紹之助(一八八九〜?)

作之助の七歳上の長兄である。東京帝国大学工科大学を卒業、鉄道省に入省して鉄道技師として務めた後、政府から留学を命ぜられ、帰国後北海道帝国大工学部鉱山学科教授に就任した。しかし間もなく北大教授を辞して満州に渡り、満州炭鉱の顧問を務めた。戦後の足取りは不詳であるが、鉱山学関係の雑誌『炭研』に論文を執筆

しており、また、一九五九年（昭和三四年）に『日本機械学会誌』六二巻四八六号掲載の「機械保険と組み立て保険」では日本機械保険連盟所属とされている。山田作之助関係資料の中には一九六〇年代中頃に紹之助から作之助に宛てられた書簡が複数残っていることから、この頃までは存命であったことが確認される。

(2) 小林呈（呈子とも表記される）（一八九三〜？）

作之助の三歳上の姉である。

呈の夫・小林俊三（一八八八〜一九八二）は、弁護士、最高裁判事。東京帝国大学卒業後、一旦三菱合資会社に勤めた後弁護士となり、戦後は裁判所法施行下の初代東京高等裁判所長官（一九四七〜一九五一）を務めた後、在職中に死亡した穂積重遠の後任の最高裁判所判事に任命された（一九五一〜一九五八）<sup>20</sup>。最高裁退官後に著した『私の会った明治の名法曹物語』（日本評論社、一九七三年）は明治期の法曹に関する聞き書きとして貴重な作品である。

作之助の孫・小林洋子の日記（後述）によると作之助が最高裁判事として東京・世田谷の裁判官宿舍で暮らしていた当時、小林夫妻も近くに住んでおり、姉弟一家の交流は盛んであった。

(3) 山田述之助（一八九四〜一九六〇？）

作之助の二歳上の次兄であるが、彼についてはこれまでほとんど手がかりが得られておらず、学歴、職歴とも不明である。なお、喜之助の没後五〇周年に合わせて喜之助の遺した詩文を収めた『奠南詩文集』（一九六〇年）の後記（小林俊三執筆）によると、一九五九年（昭和三四年）十一月時点では喜之助の子女のうち紹之助、述之助、作之助、小林呈子（呈）と後述の蒲原張子（はる）の五人が存命であった。また、小林洋子による一九六〇年（昭和三五五年）三月一三日付の日記には「今日はおかあさま〔小林知Ⅱ作之助の長女〕が大井のおじさまのお

そうしきのためでかけたので」との記述があるが、母・鳩の死亡広告によると当時の山田家の鳩らの住所は大井金子町であることから、この「大井のおじさま」は鳩と同居していた述之助と推測され、述之助は一九六〇年三月頃に死亡したものと考えられる。

(4) 異母姉妹

喜之助は妻・鳩との間に右に紹介した三男一女を儲けたが、家庭外で二人の女性との間に二人ずつ合計四人の女子が生まれている。<sup>(22)</sup>このうちはる(蒲原張子)は右に述べたとおり一九六〇年代まで存命であり、山田作之助関係資料には張子から差し出された書簡が残されている。

(四) 妻・岳父

(1) 山田道(道子とも表記される)(一九〇四～一九七二)

高倍権太郎の三女として神戸で生まれる。神戸女学院を卒業後、一九二五年(大正一四)二月に作之助と結婚した。家庭の主婦として夫・作之助を支えたが、晩年は神戸家庭裁判所で家事調停員も務めており、調停の際に当事者から聞き取ったメモが山田作之助関係資料に残されている。

(2) 高倍権太郎(一八六九～一九四二)

兵庫県津名郡鳥飼浦(現在の洲本市)生まれ。一八九四年(明治二七年)、東京帝国大学法科大学英吉利法兼修卒業。同期に岡松参太郎、ローマ法学者の春木一郎、大審院長の和仁貞吉がいる。卒業後、司法官試験を経て大阪地方裁判所判事となるが、一九〇〇年(明治三三年)末に病気を理由に依願退官。<sup>(23)</sup>翌〇一年(同三四年)に弁護士登録(神戸弁護士会)。神戸に事務所を構え、神戸に本社や支社を置く企業の顧問弁護士を務め、外国と

の取引について法的助言を行うなど涉外弁護士として活躍した。<sup>(24)</sup> 作之助と道の結婚後は作之助と事務所を共同経営したが、一九四一年（昭和一六年）に弁護士登録を抹消、淡路島に戻り、翌四二年（同一七年）に死亡した。<sup>(25)</sup>

（五）子孫

作之助と道の間には弘之助、知（知子とも表記される）、昌（昌子とも表記される）の一男二女が生まれた。三人はそれぞれ結婚して子を儲けており、作之助の孫は三家族合わせて六人である。曾孫の人数や顔ぶれは判明していない。

（一）山田弘之助（一九二六―一九九〇）とその家族

作之助の長男として神戸で出生。旧制六甲中学校（第一期生）、旧制甲南高等学校から終戦直前の一九四五年（昭和二〇年）に東京帝国大学法学部に入學、四八年（同二三年）卒業。東京大学大学院、公正取引委員会職員を経て司法試験に合格、司法修習（五期）を経て一九五三年（昭和二八年）に弁護士登録（第一東京弁護士会）。一九六一年（昭和三六年）まで松本丞治法律事務所勤務した後、同年に独立して妻・隆子とともに山田法律事務所を設立した。弁護士業の傍ら、上智大学法学部で助教を務め、商法を教えた。一弁副会長も務めた。著書には『法律教室 知っておきたい』（明玄書房、一九六〇年）、『法窓コラム』（有斐閣、一九八六年）があり、前者には大学院時代の指導教官である我妻栄が序文を書いている。一九九〇年（平成二年）に亡くなり、追悼文集『追想 山田弘之助』（一九九一年）が刊行された。

弘之助は司法修習修了後に修習同期の隆子（一九三〇―）と結婚した。隆子は明治大学法学部在学中に司法試験に合格、一九五三年（昭和二八年）に弁護士登録（第一東京弁護士会）、一九六一年（昭和三六年）に夫・弘

之助と共に山田法律事務所を設立、一九九〇年（平成二年）に夫が亡くなった後も弁護士として活動を続け、二〇一六年（平成二八年）現在、山田法律事務所と合谷・鈴木法律事務所が二〇〇五年（平成一七年）に合併して誕生した山田・合谷・鈴木法律事務所に所属している。

弘之助の長女・山田攝子（一九五四～）は、早稲田大学法学部卒業後、司法修習を経て一九八一年（昭和五六年）に弁護士登録（第一東京弁護士会）、両親の経営する山田法律事務所に入り、前述の山田・合谷・鈴木法律事務所を経て、二〇一〇年（平成二二年）に新たに山田法律事務所を設立した。日本女性法律家協会副会長（二〇〇五～〇六）、法制審議会民法（相続関係）部会委員（二〇一四～）を務める。攝子の夫、山田泰彦（一九五二～二〇〇六、旧姓・能勢）は、早稲田大学卒業、司法修習修了後攝子と結婚し、駒澤大学で商法を教えた。

弘之助の長男・山田眞之助（一九五六～）は、早稲田大学商学部を卒業、公認会計士として活動している。

弘之助の次男・山田洋之助（一九五九～）は、東京大学法学部卒業、司法修習を経て一九八九年に弁護士登録（第一東京弁護士会）。当初、父・弘之助と修習が同期の長島安治が経営する長島・大野法律事務所に入るが、父の病が分かり同年中に山田法律事務所に移籍し、父の死後事務所の経営に当たり、二〇〇五年（平成一七年）に合併により山田・合谷・鈴木法律事務所を設立し、現在もパートナーとして事務所の経営に当たっている。また、洋之助の長男も法科大学院を経て二〇一四年（平成二六年）に弁護士登録しており、山田家に喜之助から数えて五代目の弁護士が誕生した。

（２）小林知（一九二七～一九九四）とその家族

知は作之助と道の間の長女として神戸に生まれた。

知の夫・小林定人（一九二〇～二〇〇九）は、東京帝国大学卒業後、裁判官・検察官を務め、岡山家庭裁判所

所長を経て大阪高等裁判所部総括判事として一九八五年に定年を迎えた。定年後は弁護士登録し（神戸弁護士会）、岳父・作之助が経営する山田法律事務所に所属した。

定人と知の間に生まれた一人娘が小林洋子（一九四九～一九七二）である。神戸で生まれ、二歳まで神戸・塩屋の作之助邸で暮らしたが、父の転勤に伴い東京に転居。白百合学園小学校・中学校・高等学校を経て、上智大学文学部新聞学科に入学。四年時在学中に脳腫瘍のため死亡。没後、生前書き残した日記や作文を集めた小林知編『洋子の日記と作文』（実業之日本社、初版一九八〇年・改訂第二版一九八八年）が出版された。

(3) 岩崎昌（一九二九～二〇一一）とその家族  
作之助、道の間の次女として神戸に生まれた。

昌の夫・岩崎康夫（一九二三～？）は、東京大学法学部卒業後、司法修習を経て一九五一年（昭和二六年）から大阪地方裁判所・同家庭裁判所にて判事補を務めるが、一九五四年（昭和二九年）には退官、弁護士登録（神戸弁護士会）し、岳父・作之助の経営する山田法律事務所に所属した。一九六〇年（昭和三五五年）に作之助が最高裁判所判事に就任した際に事務所の名称を岩崎法律事務所に改め、作之助の事務所の留守を預かった。一九六六年（昭和四一年）に作之助が最高裁を定年退官し山田法律事務所の名称に復する際に岩崎は独立し、新たに岩崎法律事務所を構えたが、一九七六年（昭和五一年）には弁護士登録を抹消した。

康夫と昌の間には娘が二人いる。

以上が山田作之助の一族である。以上で紹介しただけでも姻族も含め法律実務家が五世代十一人、学者・大学教員が五世代八人にもほる。植民地や「満州国」を含む近代日本の法律家、知識人層のありようがこの系譜に



映し出されていると言っても過言ではないであろう。次章以下では山田作之助という一人の法律家のライフヒストリーを、大きく三つの時代に分けて紹介していくことにしたい。

## 二 生い立ち／判事時代（一八九六～一九二五）

この時期は、山田作之助という一人の法律家の自己形成期とも言うべき時期である。以下ではこの期間をさらに三つに分けて弁護士山田作之助の誕生までの過程を見ていくことにする。

### （一） 生誕／府立二中時代（一八九六～一九二三）

作之助は自らの幼少期のことについて、生前刊行された出版物の中では多くを語ってはいない。しかしながら、山田作之助関係資料の中には、八十歳を過ぎた晩年に書かれたと推測される幼少期の回想記がいくつか残されている。これは何らかの形で公刊を予定して作之助が執筆したものの、結局日の目を見ることがなかったものと思われる。ここでは、その中の「私の人生」と題する原稿を翻刻・紹介したい。<sup>(26)</sup>なお、翻刻に当たって、「」は翻刻者による補足・注記であり、明らかな誤字は適宜修正した。

#### 私の人生

##### その一 幼少時代

私は、明治二十九年四月二十二日（千八百九十六年）東京都千代田区内幸町（東京市麴町区内幸町）で生れた。現在の第一勧業銀行本店（超高層ビル）と道を隔てて建っている大阪ビルの処である。父、山田喜之助、母、鳩子の三男

(末子)として生れた。その頃は、父の全盛期のときであった。父はもともと最初から(東大卒業のときから)弁護士(代言人)であった。一時官途に就き、司法参事官、大審院検事、判事と累進したが。民法典論争に際会し、法典実施反対派に組したため断行派であった山田顕義法相〔司法大臣〕と相容れず退官し、再び、弁護士(代言人)として活躍し、代言人組合長に三度もおされている。同時に、政界進出し、衆議院議員に選出され、明治三十一年、我が国初めての政党内閣であるいわゆる隈板内閣(大隈重信と板垣退助を主とせる)が成立するや司法次官に抜擢されている(当時三十九歳、父は東大在学中から小野梓グループの一員として大隈重信氏の傘下に入り早稲田大学の設立等に力を致し、又大隈系の改進黨系の政客とし終始した)

以上のように、父の全盛期時代に、私は生れた。その内幸町の家も、道を距て勸業銀行本店(木造二階建の御宮風の堂々たる建物に全くひけをとらぬ二階建の西洋館で、中庭を置いて裏は二階建の和風建物で当時としては堂々たる事務所で、常に書生サンが二三人は住み込んでいた。

然し、實際私が生れたのは此の家ではない。現在、帝国ホテルの裏側を走っている国鉄の線路上、ホテルから有楽町駅に向って二百米程へだたった地点である。

その由来はこうだ。私の家は、代々大阪船場(淡路町)で代々桜井屋八郎兵衛と称し菓種砂糖商を営み、祖父富三郎は八代目であり、この祖父は砂糖商を営む傍ら茶道に入り大阪の藪ノ内流の師範代をつとめていたと云う。それで父は祖父の爲め、当時前記有楽町地点には新橋から有楽町、中央ステーション、呉服橋にかけて幅百米あるお堀が流れ其の内側は立派な松等が植へられていた土手がつづいていたのである(現在、国鉄四谷駅から上智大学の方にかけてある土手を想像して下さい)。この土手の一部を借りて茶席を建て祖父が大阪から上京する度にこの茶席に寝とまりしていた。その茶席がいはば父の別荘の様なものだったので、母はこの別荘に一時うつりここで私を生んだのであった。この土手は後とりはらわれて、ここが国鉄の高架線となって毎日何千何万本の電車列車が通過している。すると私が生れたその頭の上を、毎日何万何十万と云ふ人々が通っていると思うと、何んだか面白い様な、又変な気がす

る。斯る接偶といつか何んと云うか、面白い目にあつた人は恐らく私一人位だろう。因みにこの茶室は当時父の周囲の人々によって大いに利用された。例へば私の母の実弟の岡松参太郎叔父などは明治三十五年までここを借りて本郷の東大に通学したらしい。後年伯父の同級生であつたローマ法の春木一郎先生が茶屋で酒をのんだものと云つておられた。又弁護士の花井卓藏博士もよく父の御供をしてこの茶席を利用していたとのこと、そして花井先生と岡松の叔父（五才位年下か）が至極懇意だつたのは、父を介しての若いときからのつきあひらしい。

内幸町の家の思ひ出としては、三四才位の頃からかと思う。家には父と母、それから大きい兄さん、実の兄さんではない、父の実弟（山田正三）で実母が死亡したので私の家に引き取つたのだが、私より十四才年上であつたが私は十才位迄はほんとの兄さんだと思ひ、一番私を可愛がってくれた。長兄は紹之助七才、姉は呈子四才、次兄述之助二才上だが、長兄をお兄さん、姉をお姉さん、次兄を兄さんと称んでいた。その他女中さんが三人、書生さんが二人、お抱車夫一人と云う風だつたらしい。

内幸町時代の私の憶ひ出としては、第一番にあの神田のニコライ堂である。日比谷公園はまだ建設中であり（確か明治三十六年竣工したと思う）私は父の車（人力車）に同乗し、よく神田雑町（雑子町）に住んでいられた宮本仲先生（医師）の処へ通つたが、車がお堀端（今の第一生命ビル当り）に差しかかると、クツキリニコライの御堂が目の前にせまつた様に見える。周囲が木造二階建の所謂兎小屋の様な建物の中にあつて小高い岡の上にクツキリ立っている白亜のニコライ堂、八十年も経つた今日その偉容がハッキリ目にかぶ程その印象が強い。ときどき東京行つてニコライ堂をみると周囲の有様が皆コンクリートのビルになり昔日のおもかげはないがなほニコライ堂の偉容はしのばれるのである。

宮本先生のかへりに父は車にのせて私を神田の錦町にあつたイギリス法律学校（今の中央大学）へより、職員室で昼食をとるのが例で、私にはサンドウィチが与へられ、それがうれしかった。その頃私は家が広く、沢山の人々がいたので、家ばかりで遊んで居り、友達等はいなかつた。日比谷公園（建設中）へ行つたり内幸町のお濠や土手で遊ぶ

のもいつも家の誰かがついてた。頭におできが出来て、それを築地の加藤病院できつて貰った。イタかったのが記憶にあり、おできのあととは小さな禿になって今日に及んでいる。そして明治三十五年四月日比谷小学校へ入学したが、家が番町に移転したので、一年のまま番町小学校へ転校し、番町小学校から府立第一中学校に入学した。

## 二 根岸にて

どう云う事情にてかわからぬが、私が四、五才の頃一時根岸で過ごした事がある。根岸のどこだったか、たしか御行の松のあたりであったと思う。家の裏はすぐ田ほで、家の前には小さな溝に水が流っていた。現在の根岸とは全く想像がつかぬ程田舎で田ボばかり、処処に家がかたまっていた位である。

夕方になると急にさびしくなる。千住の方はまるで遠い遠い所の様な気がした。根岸でよく覚えていることは母や姉などと一緒に上野のお山に行ったことだ、鶯谷の処は汽車が山の下を走っており「踏み切り」があった。その踏み切りを渡ると寛永寺へ出る坂道で両側は勿論木で一パイ掩はれていた。坂道を上ると上野の御山であった。西郷さんの銅像があった。西郷サンの処へ行った。それから必ず動物園に行った。動物園では象が一番好きだった。象の小屋へはりついて離れず皆んなを困らしたらしい。お猿やライオン等の記憶は少しもない。そして象をお家であつてくれとせがんだ様だ。又買ってくれと云つて困らしたらしい。今日でも上野にはかぎりなく愛着があり、よく大人になったのでよく博物館へ行くのである。その他美術館等にもよく行く。幼少の頃の愛着の心がさそうのだろう。

四つか五ツ頃だったろう、私は足のすじがつかつて歩けなくなつた。母がおどろいて結局あのこはい千住にあつた當時から名高かつた名倉の骨つぎ医につれてゆかれた。私は真バダカにせられて台の上になかされた。お医者サンが色々腰の処をさすり結局真黒なぬり薬を腰一パイにぬられたことを覚えてゐる。其の二、三年「名倉」にはかよつた。そして其期間中家ではこしかけさせられていた様な気がする。後年この名倉の御兄弟が府立一中に這入つてこられ更に東大医学部を出、いずれも天下の整形外科医になられたことを親しく知つてゐる私にとつてこのことはほんとうにな

つかしい思ひ出である。

この回想から作之助幼少期の山田喜之助一家の暮らしぶりが見えてくる。

まず、この中で作之助は、自らの出生当時、喜之助は東京市麹町区内幸町に事務所兼住宅を構えており、父母、叔父正三、兄紹之助、述之助、姉呈、女中、書生、お抱え車夫が暮らしていた、と記している。しかし、この記述には疑問が残る。作之助の誕生から一年経った一八九七年（明治三〇年）五月の東京朝日新聞、読売新聞に数回にわたって山田喜之助が住居と「法律事務局」を内幸町一丁目三番地に移転したとの広告が掲載されており、<sup>(27)</sup>作之助誕生時の喜之助の事務所や自宅は内幸町でなかった可能性が高い。

また、作之助によると、有楽町の外濠土手に喜之助が父富三郎の茶の湯のために茶席として建てた別宅があり、作之助はその別宅で誕生した。喜之助の妻の弟にあたる岡松参太郎はこの別宅から帝大に通っており、喜之助の弟子である花井卓蔵と岡松との関係はこの別宅がきっかけとなった、というのも興味深い。

また、この回想では、四、五歳頃、東京・根岸にあったもう一つの別宅にて母子で暮らしていたが、なぜ根岸で暮らすことになったのか事情は不明とされている。当時根岸には『日本』の創刊者・陸羯南、『日本』の記者を経て結核療養中で一九〇二年（明治三五年）に亡くなる正岡子規ら、『日本』関係者の住居があり、喜之助も『日本』に投稿していたことから、根岸に別宅があったのも『日本』との関係によるものと推測される。<sup>(28)</sup>

一九〇二年（明治三五年）四月、日比谷小学校に入学したが、その年のうちに麹町区二番町への転居に伴い番町小学校に転校した。<sup>(29)</sup>その後山田家は、麹町三丁目、平河町、中六番町、と番町界隈で何度か転居している。<sup>(30)</sup>

一九〇六年（明治三九年）に牛込区河田町に転居し、一九一三年（大正二年）末ないしは翌一四年（同三年）

まで父母、呈、述之助と居住した。この時期既に喜之助は経済的にも困窮しており、この河田町の居宅は三間の貸間であった。作之助はここから番町小学校、東京府立第一中学校（現在の東京都立日比谷高等学校）に通学した。<sup>31)</sup>

一九一三年（大正二年）三月に府立一中を卒業、翌一四年（同三年）八月に京都の第三高等学校に入学した。この間一年五ヶ月の空白期間があるが、空白期間の理由や東京の一高ではなく京都の三高に進学した理由について作之助は語っていない。一中卒業を目前にした一九一三年二月二〇日に父・喜之助が死亡したこと、京都には母方の叔父で京都帝大教授岡松参太郎（ただし一九一三年退官）、父方の叔父で京都帝大助教授山田正三（一九一二年就任）がいたことが影響していることは確かであろう。

(二) 三高・東京帝大時代（一九一四～一九二〇）

作之助は一九一四年（大正三年）八月に京都の第三高等学校に入学、一七年（同六年）六月に卒業した。作之助は三高時代についてほとんど語っておらず、山田作之助関係資料中にも資料はほとんど残っていないため、不明な点が多い。後年、瀧川事件で京大を辞職し戦後立命館大学の学長などを務めた民法学者・末川博の葬儀に参列した後に書いた回想では、三高在学中は叔父山田正三の京都・岡崎の家に居候していたことを明らかにしている。<sup>32)</sup>

一九一七年（大正六年）九月に東京帝国大学法科大学法律学科独逸法専修に入学、二〇年（同九年）六月に東京帝国大学法学部を卒業した。<sup>33)</sup> 帝大の同期には我妻栄、岸信介、梅謙次郎の長男・震らがいる。作之助は帝大在学の三年間持ち上がりで鳩山秀夫の民法講義を受講し、卒業後も続く師弟関係を結んだ。この当時の法学部では

全教官が毎年演習（ゼミナール）を開講する慣行は確立しておらず、作之助が鳩山の演習に参加したといった記録はなく、師弟関係を結ぶ決定的なきっかけがあったわけではないように思われる。おそらくは両者の父である鳩山和夫と山田喜之助が旧東京大学時代に師弟関係にあり喜之助の卒業後も共に第一線の弁護士として交流があったことから、自然と秀夫と作之助の間にも師弟関係としての交流が発生したものと推測される。後年作之助は、鳩山が東大を定年前に退官し弁護士に転じた後、鳩山が関西方面に仕事でやって来たときに神戸の定宿に出向き東京では家族から禁じられていた酒の相手をしたエピソードを引き、我妻が民法学のほうの鳩山の一番弟子なら私は酒飲みのほうの（あるいは悪いほうの）三番弟子だ、などと冗談を言い、また、大学時代に鳩山に弟子にしてもらったおかげで我妻や岸とのつきあいもできた、と感謝を示している。<sup>(34)</sup>

大学卒業に際し、一九二〇年（大正九年）七月一〇日には独逸法試験の成績優等につき小寺奨学金二十五円を授与されている。<sup>(35)</sup>

(三) 司法官試補・判事時代（一九二〇～一九二五）

一九二〇年（大正九年）七月に卒業した作之助は、直ちに司法官試補に採用され、司法官としてのトレーニン<sup>(36)</sup>グを受ける。この当時、帝国大学卒業の法学士には無試験での司法官試補採用や弁護士登録が認められていた。途中一年間の兵役を経て一九二三年（大正十二年）には二回試験に合格して、正式に予備判事として司法官への第一歩を踏み出す。同年には神戸地方裁判所に転補され、神戸で刑事裁判官となるが、一九二五年（大正一四年）五月に依願退官する。この間の経緯について作之助は回想を書き残している（未刊）<sup>(37)</sup>。ここでもその全文を翻刻することにした。

私は大正九年七月大学を卒へるとすぐ八月裁判所に這入り司法官試験に任命された。裁判所へ這入ることはその前の八年十月にきまっていた。当時は第一次欧州戦争後の好景気の最中だったから、大学卒業で裁判所などへ行くものはなかった。第一回の試験募集の勧誘で司法省に出頭したら応募者はたった七、八人で、すべては裁判官とか弁護士の子供等、殆んど裁判所関係者の子弟ばかりの様だった。時の人事課長皆川〔治広〕さん〔後「一九三四〜一九三八」〕〔東京〕控訴院長をされた〕は大歓迎して下さって他処〔他の官庁〕等へ行つたらいかん、どんな云ふことでもきいてやる、そして月給も君等が這入るときは必ず上るからな、と云われたことをよく覚えていて。その後大正九年二月の世界恐慌で他の三井等実業界へ行つた連中が急に司法官を志望していたので同年八月いよいよ採用されるときは約八九十名足らずとなつたろう。そして私の方から希望して京都となつた。どこへ行つてもよかつたのだが京都には山田正三叔父〔京大教授〕もいるし、おやじが大阪出身であるし、何んだか京都がすきであつた。この京都裁判所への就職したことが私の運命を東京生まれ東京育ちの私をして関西人とするきっかけとしてしまつたのである。

当時の京都裁判所には、あの有名な豚箱事件、京都府知事木内重四郎氏を始めとし警察部長府會議員等二十数名に對する瀆職事件が係属中で、原嘉道、花井卓蔵等天下の名弁護士がこぞつて□□する大事件であつたので、この事件のことで終始した様である。京都では一人で下宿をしていたので判事さん判事さんと呼ばれ色々なことを教はつたものである。

そしてその時の十二月一日私は一年志願兵として東京赤坂の歩兵第一連隊に入隊した。当時軍隊は一般に軍縮気分にならうとしてたのでその紀律も多少ゆるやかであつたし殊に私等は主計生として歩兵等の実科とはちがつていたので、軍隊内の生活はある意味で愉快であつた。同期生は約二十名その内に、三菱の総大将石崎久弥氏の三男恒弥君〔一橋〔東京高商〕出身〕や三井の総理事の有賀長文さんの長男印東左〔佐〕兵衛君〔母方祖父の屋号を継承〕〔有賀〔長毅〕君、慶應出身〕東大出の葉川恭三〔後知事になつた〕〔同定できず〕石塚長臣君〔三井〕〔後に三井物産系のゼネラル物産取締役〕仙波申六君〔判事〕等が居られたので中々面白かつた。兵隊一年間の思ひ出は最後に関東大



演習に参加したことでこれによって兵隊の移動と関東平野のさまざまを知ることが出来た。後年私は三井物産、三菱銀行、「三菱」倉庫、「三菱」造船所、東京海上各神戸支店の弁護士となった、この岩崎恒弥君有賀〔長毅〕君（?）〔ママ〕と友達であったことが大変プラスとなっていたことを忘れることが出来ない。

大正十年は軍隊生活をし大正十一年〔履歴上は十年十二月〕京都裁判所へもどり四月東京地方裁判所で習修〔修習〕を受けることになった。そして私は大正十年に試補となった人々の組に編入させられた。この組はその頃としては最優秀の人々が集まった組で、最高裁判事二人、検事総長一人、「高裁」長官、検事長、「地裁」所長、検事正等になった人が三十名位、若しくはそれ以上あったろう。だからこの組に入れられたことは非常に幸福であった。この組で問題となったのは第二会〔回〕試験〔判事検事になる資格試験〕の問題が漏えいしたことで大騒ぎとなり、結局席次は表示されないこととなった。又刑事の指導教官は宇野要三郎先生〔後の東京地裁所長〕、民事は〔ママ〕先生、何れも判決書を書く達人で、今日司法研修所で教えている判決書作成の根幹は両先生が作られたものを基本とせられている様である。兎角私はこの組の人と交ることが出来、益となったことばかりである。

そして大正十二年四月、予備判事に任命せられ、東京地方裁判所勤務となり、民事部三淵〔三淵〕忠彦部長の下に配属させられた。この三淵部長の下にいたのは僅か三ヶ月で七月一日附〔履歴上は六月五日付〕で神戸地方裁判所判事に転補され、爾来神戸に住みついたのである。三淵部長の下にいたのは僅かに三ヶ月位にすぎなかったが私にとつては非常なプラスであった。三淵部長は裁判所きつての名部長といわれ、その下につくことは非常に光栄とされていたらしい。又若い優秀な民事部長や判事は挙つて三淵部長の処へ出入されていたから、自然私も此等将〔来〕裁判所をしておいて立つ判事さん方の顔を覚へ、一部では私の顔を覚へて下さった。だから例えば、岩松三郎さん等は当時からの知合いにして下さったのである。私は三淵部長からも名前を覚へられ、何かにつけて手紙を下さったりしたのである。神戸裁判所へ転勤となったのも当時の〔東京地裁〕所長さんは今村恭太郎さんで、私を呼ばれ、希望があるかと言われたのでどこでもよろしいですと答へたら、それでは神戸がよからう、神戸は自分が所長をしていた処で大変

よい処だ。独りもののおまへは神戸でも行つて二三年苦勞してこいと云われ神戸に行ったのである。

この回想からはなぜ作之助が世界恐慌前から司法官の道を選択したのかその理由は明らかでないが、在朝・在野の法曹として活躍した父・喜之助の存在が大きかったものと想像される。同級生たちは大学二年時には第一次世界大戦下の好景気で企業への就職希望者が多かったものの、戦後恐慌の影響で卒業直前には司法官志願者が増加したとされている。

一九二〇年（大正九年）八月に司法官試補に任官し、最初に配属されたのが京都地方裁判所であった。当時京都地裁は冤罪事件との風評のあつた「豚箱事件」の刑事裁判で揺れており、作之助は司法官試補の立場で喜之助の直弟子である花井卓蔵や民事弁護士として名高い原嘉道らの法廷弁論に接した。<sup>(38)</sup>

同年十二月一日、一年志願兵<sup>(39)</sup>として東京赤坂（後の防衛庁）の陸軍歩兵第一連隊に従軍することになった。主計生として兵站等を担ったものと思われる。兵役中、三菱総帥の岩崎久弥の三男や三井総理事の長男と知己を得たことが、神戸の弁護士時代に三井系・三菱系企業の顧問弁護士となる契機になったとここでは回顧している。一年で除隊、予備役に編入され、京都地裁に復帰した。

一九二二年（大正十一年）四月から翌年三月まで、大正一〇年司法官試補任官組と共に東京地裁で修習した。同期からは多くの裁判所・検察庁幹部を輩出した。修習の締めくくりとなる第二回試験では試験問題漏洩事件が発生した。

一九二三年（大正十二年）三月、東京地方裁判所予備判事に任官。民事部に配属され、三淵忠彦部長（一九二五年（大正一四年）に退官して弁護士として活動した後、一九四七年（昭和二十二年）に初代最高裁長官就任）の

下で裁判官としてのキャリアをスタートさせた。今村恭太郎東京地裁所長の勧めに従い、同年七月神戸地裁判事に刑事裁判官として転補。

一九二五年（大正一四年）二月、神戸で弁護士事務所を開業していた高倍権太郎の三女道と結婚し、五月に依願退官、八月に神戸弁護士会に登録した。神戸で司法官から弁護士に転じたきっかけとして、一九二三年（大正一二年）九月の関東大震災で帰るべき実家がなくなったことを挙げている。

### 三 神戸の涉外弁護士として（一九二五～一九六〇）

本章では、一九二五年（大正一四年）の弁護士登録から、一九六〇年（昭和三五年）の最高裁判所判事就任までの三五年間の弁護士としての歩みを二つの時期に分けて辿った後に、弁護士としての山田作之助の活動の中からいくつか取り上げて紹介したい。

#### （一）高倍山田法律事務所時代（一九二五～一九四一）

既に第一章でも紹介したとおり、岳父高倍権太郎は、帝大卒業後判事を経て一九〇一年（明治三四年）に神戸弁護士会に登録し、明治維新以来の開港場である神戸において涉外関係事件を主に取り扱う弁護士として活躍し、鈴木商店、台湾銀行、横浜正金銀行、第一銀行、住友銀行、三菱商事、三井物産、三菱造船、三菱倉庫などの法律顧問を務めた。<sup>(40)</sup>一九二七年（昭和二年）に鈴木商店が経営破綻した際にも後処理に追われた。高倍は法廷弁論で目立つタイプの弁護士ではなかったものの、書類を処理し的確な法的助言を与えることのできる実務能力の非常に高い弁護士だったと評されている。<sup>(41)</sup>

作之助の弁護士登録時、高倍は既に五六歳であり、事務所の後継者として同じく帝大出身の作之助を自身の娘と結婚させ迎え入れたものと思われる。作之助は高倍の事務所兼自宅である中山手通五丁目三二番地で文字通り居候として業務を開始した。

作之助も岳父の後を継ぎ涉外関係事件を主に取り扱った。山田作之助関係資料中には顧問先企業からの依頼を受けて執筆した意見書が数十年分にわたって残されているが、一九三三、三四年（昭和八、九年）に作之助が意見書を執筆した企業として、横浜正金銀行、日本樟脳、鐘ヶ淵紡績、兵庫農工銀行、兼松商店、台湾銀行、農工証券、神戸製鋼所、大洋海運、三菱倉庫、蓬萊不動産、常盤土地、エフ・エム・ジョネス、笠戸船渠、第一銀行の名前が記録されている。

戦前の神戸では川崎Ⅱ三菱造船所争議（一九二二年（大正一〇年）、鐘ヶ淵紡績争議（一九三〇年（昭和五年））など、全国に先がけて大規模な労働争議が起き、注目を集めた。労働者側の弁護士としては東京などから名うての社会派弁護士が集結したが、作之助は鐘ヶ淵紡績争議において会社側弁護士として現場に自らも乗り込み、解決に尽力した。

（二） 山田法律事務所時代（一九四一～一九六〇）

高倍権太郎は一九四一年（昭和一六年）に弁護士登録を抹消、出身地の淡路島に戻り、翌四二年（同一七年）三月二八日に亡くなった。作之助が高倍の事務所を正式に承継したうえで名称を「山田法律事務所」とし、四三年（同一八年）頃、大企業の本支店が集まる旧居留地にある神戸市生田区海岸通八番地神港ビル七階に移転した。

戦時中、事務所は空襲の被害を受けることはなかったが、戦後神港ビルがGHQに接収されることになり慌てて近くの明石町三二番地の明海ビルに移転した。現存している山田作之助関係資料のうち戦前の執務資料はこのとき作之助が自宅に引き上げたものと推測される。山田事務所はその後長らく明海ビルにオフィスを構えることになる。

高倍山田法律事務所（一九四一年まで）、山田法律事務所（一九四一年以降）には、常時一人ないし二人の勤務弁護士がいた。一九三五年（昭和一〇年）頃から一九四五年（昭和二〇年）頃までは壬生滋、一九四五年（昭和二〇年）九月から一九六二年（昭和三七年）頃までは岡忠孝、一九五七年（昭和三二年）頃から一九六六年（昭和四一年）五月まで作之助の次女・昌の夫である岩崎康夫が共に執務をした。<sup>(43)</sup> 前述のとおり、作之助の最高裁判事在任中は岩崎が「岩崎法律事務所」として留守を預かっていた。山田作之助関係資料の中には最高裁判事在任中に岩崎法律事務所から受けていた業務報告、収支報告などの書類が多く残されている。

神戸弁護士会<sup>(44)</sup>では一九五八年（昭和三三年）四月から翌五九年（同三四年）三月まで会長を務め、神戸の在野法曹界において指導的な地位を占めるに至った。この弁護士会会長就任が一九六〇年（昭和三五年）の最高裁判事就任への足がかりとなった。

### （三） 弁護士として関与し、判例となった訴訟事件

作之助は企業をクライアントとする企業弁護士であり、一般人から受任した一般民事事件や刑事弁護を主に手がける通常の弁護士と比べると業務に占める訴訟の割合は小さかったものと思われる。しかし、そのような中でも、著名な訴訟事件をいくつか手がけており、中には大審院や最高裁の判例となった事件もある。ここでは作之

助が弁護士として手がけ、先例性の高い判例となった二つの事件を取り上げることにした。

(1) 兵庫県農工銀行事件(大判昭和一五年二月二七日民集一九卷四四一頁)

この事件では、被告加古川町の町会において八万円を限度とする借り入れについて議決したところ、町長が当該決議書を提示して複数の銀行から借り入れを行い、最後に貸付を行った原告兵庫農工銀行(合併により日本勧業銀行が承継)が取り立て不能となり損害を蒙ったとして、当時の民法四四四条(法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス)に基づき原告が被告に損害賠償を求めた。

作之助は兵庫農工銀行の顧問弁護士であったことから、原告代理人として事件を受任した。従来判例では公法人には民法四四四条や表見代理の適用はないとされており、それに従うと原告の敗訴となってしまうが、大学時代の恩師である鳩山秀夫の助言も受け公法人にも民法四四四条を適用すべしと主張した。第一審の神戸地裁、控訴審の大阪控訴院、上告審の大審院と全審級で作之助の主張が認められ原告の勝訴に終わった。

訴訟係属中に原告兵庫農工銀行は日本勧業銀行に吸収され、作之助は銀行本体の顧問弁護士から日本勧業銀行の支店の顧問弁護士となった。日本勧業銀行の本店顧問弁護士は判例によれば敗訴するのが確実なのだから敗訴を受け入れるよう作之助に申し向けるが、作之助はこれを拒んで訴訟を続行し、勝訴判決を得た。作之助は後年このときのことを「支店弁護士の悲しさ」を感じたと述懐している。<sup>(45)</sup>

また、作之助が後年最高裁判事として関与した判決(最一小判昭和三七年九月七日民集一九卷九号一八八頁)においてこの昭和一五年大審院判決が先例として引用されており、昔語りの好きな作之助は感慨を覚えたに違いない。

(2) 電産湊川納金スト事件 (最一小判昭和三年九月一九日刑集一二卷二三号三〇四七頁)

この事件は、関西配電(現・関西電力)の集金業務に従事する従業員である労働組合(電産)員が、労働争議の一環として需要家から集金した電気料金を会社側に納金せず、組合側は争議の経緯について説明した上で銀行口座を開設し当該口座に集金した電気料金を預け入れたところ、検察が納金ストは違法な争議手段であるとして組合員を業務上横領の罪で、口座開設に応じた銀行員を同補助の罪でそれぞれ起訴したものである。

作之助は第一銀行神戸支店、神戸銀行本店の顧問弁護士を務めていたことから、補助の罪に問われた銀行員の弁護士を受任した。本件の主要な争点は、納金ストの場合に横領罪における不法領得の意思があるかどうかにあると考えられたことから、元大審院判事で当時中央大学教授を務めていた著名な刑事弁護士である草野豹一郎に法律面での弁護を依頼した。しかし草野は第一審係属中に死去したため、元東京帝国大学教授の小野清一郎が引き継ぎ、正犯とされる組合員には不法領得の意思がない旨弁論を行い、組合員についても銀行員についても第一審の神戸地裁、控訴審の大阪高裁、上告審の最高裁まで全審級で無罪判決を得た。作之助は息子弘之助と共同で弁護士を受任しており、弘之助が大学時代の恩師である小野に弁護を依頼したものと推測される。

作之助はこの判決の二年後に最高裁入りし第二小法廷に配属され、この判決を担当した四人の裁判官(小谷勝重、藤田八郎、河村大助、奥野健一)のうち、作之助に代わって退官した小谷を除く三人と同僚になった。後年作之助はこのときの裁判長であった小谷の訴訟指揮について回想している。<sup>(46)</sup>

(1) (2) いずれの事件においても、作之助は法律上の論点について鳩山秀夫、小野清一郎という東大教授として名実ともに学界の頂点を極めた弁護士に助言ないしは弁論を依頼している。作之助の法的論点に対する勘の鋭さと学界にも大きく顔の広さがこのような対応を可能にしたものと思われる。

(四) 私生活

弁護士登録直後は神戸市神戸区中山手通にある高倍権太郎の事務所兼自宅に住んだ。間もなく生活場所としては高倍の事務所兼屋敷を離れ、その後三人の子女が相次いで誕生した。長男・弘之助の教育の都合などもあり、一九四五年(昭和二〇年)までに数回転居している。

一九四五年にクライアントの一人であったF・M・ジョネスから塩屋の洋館を購入し、転居した。同年、弘之助が東京帝国大学に入学し、山田家から東大に三代続けて入ったことを記念しこの洋館に「三東楼」と名付けた。<sup>(47)</sup>

四 最高裁判事として(一九六〇～一九六六)

一九六〇年(昭和三五年)、神戸にて一弁護士として活動してきた山田作之助に大きな転機が訪れた。最高裁判所判事への推挙である。いくつかの偶然が作用して最高裁判事の椅子が転がり込んできた作之助は、東京での裁判官生活に忙殺されると同時にその名を法曹界で高めていくことになった。

(一) 最高裁判事就任の経緯

神戸の一弁護士であった山田作之助が最高裁判事に就任することになったのはいくつもの偶然によるものと言っ  
てよい。一九四七年(昭和二二年)の最高裁創設時から判事を務めてきた小谷勝重が一九六〇年(昭和三五年)  
一二月に七〇歳の定年を迎えることから、一九六〇年に入り後任人事が本格化した。調整の結果、小谷と同じ弁  
護士から後任が選ばれることとなり、小谷が大阪弁護士会出身であったことから、関西の弁護士会から構成され



る近畿弁護士会連合会は引き続き関西から後任を出すことを主張した。近弁連は日弁連に対し、年齢やキャリアを考慮し、京都弁護士会から長谷山正観<sup>(48)</sup>、大阪弁護士会から大月伸、神戸弁護士会から山田作之助を候補として提出した。しかし、日弁連が近弁連に対し慣行上候補を二人に絞るように要請したことから、神戸弁護士会は長谷山に対し辞退を求め、長谷山はこれに応じた。この結果、日弁連には大月伸と山田作之助が推薦されることになったが、同年十月、大月が自分には裁判官は向かないとして辞退、東京三会での慎重論を抑え、作之助が小谷の後任に決定した<sup>(49)</sup>。大月は後に日弁連会長に就任した。作之助は後年最高裁判事の地位を譲ってくれた大月に謝意を示している<sup>(50)</sup>。

神戸弁護士会からは作之助の後、奥野久之（在任・一九八七～九〇）、大白勝（一九九三～九五）、元原利文（一九九七～二〇〇一）の三人が最高裁判事に就任している。この人数は東京三会、大阪に次いで多い。作之助は神戸地裁が東京地裁・大阪地裁に次ぐ日本で三番目の裁判所だと考えており、後輩に当たる奥野の最高裁判事就任に際しその就任を大いに喜ぶと同時に後輩たちに神戸弁護士会の地位向上へのさらなる努力を求めた<sup>(51)</sup>。

## （二） 第二小法廷での裁判官生活

作之助の判事就任前、最高裁は膨大な未済事件を抱えて日弁連などから機構改革を求められており、機構改革が国会や法務省で議論されていた。作之助は判事就任直前、『ジュリスト』誌において裁判所の事件処理においても「原価計算」を行うべきと主張しており<sup>(52)</sup>、機構改革議論との関連でその主張は最高裁判事就任時の新聞でのインタビューでも取り上げられた<sup>(53)</sup>。

作之助は最高裁判事就任後さらに論を進めて、上告事件を、①訴訟法が本来的な上告事件として想定している、

法律の解釈・適用が主要な争点となる事件（第一列上告事件）、②下級審が事実認定などを誤っており本来の結論とは逆の判決が出されている事件（第二列上告事件）、③本来必要もないのに弁護士が当事者の言いなりとなつて兎も角上告してくるような事件（第三列上告事件・「兎も角上告事件」）の三種類に分け、上告権の濫用とも言うべき第三列上告事件を厳しく制約すべきことを主張した。<sup>54)</sup>

作之助のこの主張は最高裁内部でも受け入れられ、調査官が「兎も角上告事件」をスクリーニングした上で本来的な上告事件に審理の時間を使えるような運用が取られることになり、作之助の在任中に最高裁の未済事件数は大幅に減少し、機構改革の議論も立ち消えになった。

当時の第二小法廷では他の小法廷とは異なり合議には必ず調査官に立ち会わせており、中堅エリート裁判官であつた調査官たちからは第二小法廷の人氣は高かつた。<sup>55)</sup> 最高裁調査官を務めた森網郎は「当時第二小法廷は在野法曹出身者としては河村〔大助〕先生と山田作之助裁判官のお二人がおられたが、山田裁判官が豪放磊落で細かい点にはあまりこだわらず、まず事件の態様を把握され、具体的妥当な結論を得てそれに至る理由づけを考えられるというタイプであるのに対し、河村先生は精緻な法律論に基づいて議論を展開され、具体的妥当性を加味して事案の処理にあたられるというタイプであつて、私には好対照のように思われた」と述懐している。<sup>56)</sup>

また、他の小法廷では事件主任の裁判官が裁判長となり合議を主宰したのに対し、当時の第二小法廷では原則として先任の裁判官が全ての事件について裁判長を務めるという慣行になつていた。このため、作之助は五年四ヶ月の在任期間中常に先任裁判官がいたこと<sup>57)</sup>から、基本的に裁判長を務めることはなかつた。

(三) 欧米視察（一九六五）

当時の最高裁では退官前の裁判官が交流も兼ねて海外の裁判所を視察に訪れることが例となっていた。作之助も退官前年の一九六五年（昭和四〇年）に妻・道と共にアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国への視察旅行に出掛けた。

九月十日、日本を発ち、サンフランシスコ、シカゴ、ワシントンDCと滞在し、ワシントンでは横田喜三郎長官らと共に「法による世界の平和会議」に出席した。ニューヨークに寄った後、西ドイツのハンブルクに渡り、ハーグで国際司法裁判所の田中耕太郎判事（前最高裁長官）に面会した。ボンではドイツ最高裁と憲法裁判所を視察、イタリア、フランス、イギリスでも裁判所などを訪問し、帰国した。<sup>(58)</sup>

妻・道はこの視察旅行に同行するために前年から英語の勉強をしていたが、出発直前に孫の小林洋子に夫妻同伴行事以外は出掛けないと語っている。<sup>(59)</sup>大張り切りで出発していった作之助と全く乗り気でない道とのコントラストは非常に興味深い。

この視察旅行は作之助にとって思い出深いものであったようであり、最高裁退官直後に訪問記を『ジュリスト』に連載し、後にもこのときの経験をさまざまエッセイで語っている。

(四) 私生活

東京では世田谷区の最高裁判所裁判官宿舍で妻・道と暮らしたが、道は健康上の理由もあってか神戸で過ごす時間も長く、神戸から連れてきた女中が身の回りの世話をしていた。また、同じ世田谷区内に住む長女・知と孫・洋子も頻繁に訪ねてきており、洋子の日記には作之助たちと新宿や渋谷の百貨店に買い物に出掛けたとの記述が

多く見られる。洋子との交流は激務の作之助にとって心の支えであった。山田作之助関係資料にはこの時期に道が付けていたとみられる金銭出納帳が残されており、最高裁判事公邸での暮らしぶりを窺うことができる。

神戸では、塩屋付近の国鉄山陽本線の複々線化が決まり、塩屋の東の端にあり複々線化用地に含まれていた山田邸は、塩屋駅前の変電所跡へ移築された。この移築をめぐって国鉄や工事業者との間で交わされた書類や図面が山田作之助関係資料の中に残されている。

## 五 晩年（一九六六～一九九五）

最高裁判所判事を定年の七〇歳で退いたが、その後も元最高裁判事という肩書きを生かして精力的に活動を続けた。孫娘・洋子は、退官当日一九六六年（昭和四一年）四月二二日付の日記に「祖父が本日で最高裁判事を退職。これで無事いんきよするのかと思つたら、まだまだ精力的に動きまわるつもりらしい。まあがたとふけこむよりいい」と記している。

### （一） 執筆活動

最高裁判事の経歴とその文才を評価されたのか、最高裁退官後は『ジュリスト』『法曹』『法律新聞』などの法律系の媒体に多くのエッセイやゆかりのある法律家たちの人物伝や追悼文を執筆した。作之助自身が長寿であり、多くの友人たちを見送る立場にあったことも、多くの追悼文を書くことになった一因となったのかも知れない。これらの多くは二冊の著書『訟廷余論』と『法窓回顧——よき先輩・同僚にめぐまれて——』にまとめられている。

(二) 弁護士活動

作之助の最高裁在任中、「岩崎法律事務所」の名で山田事務所の留守を任されていた娘婿岩崎康夫は、作之助の退官と同時に独立、新たに「岩崎法律事務所」を構える。岩崎は、作之助の留守中五年以上の間事務所を自らの力で切り盛りしており、かつてのように作之助の下で執務していくことに満足しなくなったことが独立の背景にあったものと推測される。

退官後の弁護士活動については山田作之助関係資料の中にいくつか資料が残されており今後詳細な分析を行う予定であるが、ここではその中からこの時期の作之助の活動を示す案件を二件紹介したい。

一九七五年（昭和五〇年）五月に川崎製鉄千葉製鉄所の発した煤煙による健康被害の拡大を防止するため高炉の運転差止などを求めて地域住民が提訴した千葉川鉄公害訴訟において、最高裁判事就任前より顧問弁護士を務めていた被告川崎製鉄側の代理人を東京の息子・弘之助と共同で受任した。山田作之助関連資料の中には本訴訟の調書、鑑定書などが多く残されているが、この事件書類が事務所ではなく作之助の自宅に保管されていた理由は不明である。

また、一九七〇年代後半に神戸・塩屋の山田邸西隣の敷地に伊藤忠不動産が高層マンションを建築する計画が持ち上がった際、作之助は塩屋の住民を動員して建築主の伊藤忠や建築確認を出した神戸市を相手取って訴訟を提起し、規模を縮小させることに成功した。この訴訟では作之助自身が当事者となったり代理人を務めたりといった形で前面に立つことはなかったようだが、代理人となった弁護士とのやりとりが山田作之助関係資料に残されていることから、運動を実質的に牽引したものと思われる。塩屋のまちづくりや景観維持に強い関心を有していたことがうかがわれる。

作之助の最高裁退官後、事務所の名称は「山田法律事務所」に復した。山田法律事務所には、東京大学法学部を卒業し一九七四年（昭和四九年）に神戸弁護士会に登録した羽尾良三、作之助の長女・知の夫で一九八五年（昭和六〇年）八月に大阪高裁部総括判事を最後に裁判官を定年退職し翌九月に神戸弁護士会に登録した小林定人<sup>61</sup>が加わり、作之助の最晩年の山田法律事務所は作之助、羽尾、小林の三人体制であった。

### （三） もう一つの「神戸学院」

作之助が最高裁退官後のライフワークにしようと考えていたのが、一般の社会人への生涯教育としての法学教育であった。その教育機関の名は、「神戸学院」、のちに「神戸法経学院」といった。現在の神戸学院大学とは一部教員に重なりが見られることを別にすると、経営上の連続性はない。

作之助が最高裁判事に任命される五年前、そして神戸学院大学設立（一九六六年（昭和四一年））の一年前の一九五五年（昭和三〇年）、神戸YMCAを間借りする形で「神戸学院」がスタートした。「神戸学院」は、作之助と共に川崎重工業顧問を務める甲南大学商学部教授・神馬新七郎を顧問とし、当時神戸大学法学部長を務めていた民法学者・柚木馨の支援を受け、神戸大学法学部教員を講師とする、神戸における唯一の夜間法律学校、事実上の神戸大学の夜間法学部という触れ込みで学生を募集した。一切の事務は山田法律事務所を取り扱っており、事実上作之助の個人事業として運営された。

山田作之助関係資料から見つかった「神戸学院卒業生名簿」には、一九五六年三月の第一回から一九六七年四月の第一二回までの卒業生約一五〇人の卒業生の氏名と勤務先などが記載されている。勤務先としては、神戸周辺の企業、店舗、警察署、地方自治体など幅広い。

「神戸学院」は、作之助の最高裁判事就任前から始まった事業であったが、最高裁判事就任中は、法律事務同様作之助の留守を預かった岩崎康夫が経営を担った。しかしながら、柚木馨の神戸大学学長就任（一九六三年）、死去（一九六五年）といった事情が重なり、第一回には五九人を数えた卒業生は、途中増減の波はありつつも、第一二回には一人にまで落ち込んだ。

一九六六年（昭和四一年）に最高裁を定年退職した作之助は、留守中に陰りが見えていた「神戸学院」にてこ入れを図る目的で、それまで私塾として開いていた「神戸学院」を学校教育法上の「各種学校」として認可するよう兵庫県に申請しようとした。しかし、ここで一つの問題に直面した。それは、一九六六年（昭和四一年）に「神戸学院大学」が文部省の設置認可を受け開学しており、これまでの「神戸学院」という名称を継続使用すると混乱を招くという問題である。そこで名称を「神戸法経学院」に改めて、学校教育法四条、同施行規則三条に基づき「各種学校 神戸法経学院」の設置認可申請書を一九六七年（昭和四二年）一月三十一日付で兵庫県知事金井元彦に提出した。<sup>62</sup> 当面の設置者は学院長である山田作之助個人であり、作之助が学校経営に関する全ての債務を引き受けるものとされたが、将来的には法律学以外の分野にも拡大し学校法人の設立も視野に入れておられる。また、この設置申請を機に、これまでの手狭な神戸YMCAから神戸予備校へと校舎を移転することにした。設置認可申請書では次のような「学院存在の意義」が謳われている。

今日ほど法律の知識、素養を必要とする時代はありません。官公庁、銀行、企業など、いづれにおいても地位に応じそれぞれの法律の知識を必要とします。ところが法律学ほど独学の困難な学問はありません。本学院は大学の立派な先生方自身により初心者のために初歩から組織的かつ系統的に法律学の講義を行いその扉を開かんとするものであ

前期		
科目	一週授業時間数	講師氏名
憲法・地方自治法	三時間	俵静夫
民法総論・親族相続法	三時間	西沢修
刑法総論・各論	三時間	大谷英一
行政法総論・各論	三時間	山田幸男
労働法	三時間	久保敬治
商法・会社法	三時間	米沢明
計	一八時間	

後期		
科目	一週授業時間数	講師氏名
刑事訴訟法	三時間	村上幸太郎
民事訴訟法	三時間	中沢徳・岩崎康夫
物権法総論・各論	三時間	西沢修
手形・小切手法	三時間	河本一郎
労働法	三時間	久保敬治
債権法総論・各論	三時間	高木多喜男
計	一八時間	

り、学問を通じて人格・教養の育成を願うものであります。

一学年の定員は八〇人で修業年限は一年間。院長は山田作之助、顧問が前述の神馬新七郎と神戸大学学長の八木弘、一人の兼任講師が授業を担当することとされ、授業科目、一週当たりの授業時間数と担当教員は以下のとおりとされた。

上記の講師のうち俵、山田、久保、河本の四人が神戸大学教授、高木が同助教授、大谷、西沢の二人が関西学院大学教授、米沢が同助教授、中沢、村上の二人が裁判官、岩崎が弁

護士であり、神戸大学、関西学院大学の教員と実務家から構成されている。授業は月曜から土曜の午後六時から九時まで、授業料は年間二一六〇〇円、入学金は二〇〇〇円である。

この設置申請がこの年に認可されたかどうかは不明だが、所轄する兵庫県に提出するために作成された一九七



○年度の決算書類等が残されていることから、一九六七年から一九七〇年までの間に県の認可を受けたことは確実である。

「神戸法経学院」は設置認可を受け軌道に乗ったかに見えたが、一九七二年（昭和四七年）二月頃、次年度の学生募集の準備段階で業務を停止した模様である。山田作之助関係資料には未発送の募集要項や渡されないうままの卒業証書<sup>63</sup>が残され、帳簿類への記入もこの頃停止している。一九五五年（昭和三〇年）に「神戸学院」として出発した夜学の法律学校は、「神戸法経学院」と名前を変え各種学校としての設置認可を受けながら、十七年での幕を下ろした。「神戸法経学院」がこの年に中途半端な形で学生募集を停止した理由はよくわからない。野村二郎『最高裁全裁判官——人と判決——』（三省堂、一九八六年）九六頁には「経理を担当していた事務員がアナを開け、うまくはいかなかった」とあるが、それ以上に次に述べる前年十一月の孫娘との死別により作之助が生きる気力を失ってしまったことのほうが大きな要因であったように思われる。

#### （四）孫娘小林洋子との死別

作之助の長女知と小林定人の間に一人娘として神戸・塩屋で生まれた初孫洋子のことを、作之助はとりわけ可愛がった。洋子は二歳で東京に転居した後も毎年夏と正月に神戸・塩屋の祖父母の家で過ごし、神戸滞在を毎回とても楽しみにしていた。作之助が最高裁判事として東京で暮らすことになり、その関係は一層親密になった。

洋子は小学二年生から高校三年生まで、多少の空白期間はあるものの、ほとんど毎日日記を付けていた。また、学校での課題として書いた作文も大切に保管されていた。

一九七一年（昭和四六年）、上智大学文学部新聞学科四年生だった洋子は頭痛を訴え検査を受けたところ、脳

腫瘍の診断を受け入院。数ヶ月の闘病もむなしく、同年十一月二二日、東京女子医大病院で息を引き取った。両親はもとより、特に可愛がってきた祖父作之助の落胆は非常に大きかった。山田作之助関係資料中の原稿用紙やメモ帳には、天国の孫娘に向けて呼びかける多数の書き付けが残されている。老境に入っていた作之助にとって洋子の死は生きる気力を失わせるに十分な出来事だった。<sup>(64)</sup>

何とか気力を取り戻した作之助は、翌一九七二年（昭和四七年）、四年前に刊行して在庫がなくなりつつあった旧著『訟廷余論』の再版に当たって、最高裁時代の同僚の中で特に親しかった田中二郎の勧めを受け、扉に洋子の写真を掲げ、洋子が祖父作之助について語っている作文を序文に添えて第二版を出版した。

さらに、一九八〇年（昭和五五年）には、洋子の遺した日記と作文を抄録した『洋子の日記と作文』を自費出版の形で刊行し、洋子や作之助の親しい人たちに配布した。<sup>(65)</sup>一九八八年（昭和六三年）には、遺された日記と作文を全文収録した七〇〇頁を越える改訂第二版を出版、配布している。逝去から一七年経てもなお、九十歳を過ぎた作之助にとって洋子はかけがえのない存在であり続けた。

#### （五） 山田家と信仰

山田家は元々浄土真宗の信徒であり、喜之助の葬儀も築地本願寺で執り行われた。

他方、作之助の妻・道の実家である高倍家は真言宗であったが、道はカトリックであった。作之助と道の長男・弘之助はイエズス会系の六甲中学校に入学し、校長の影響を強く受け、中学三年の時に自らの意思で受洗した。<sup>(66)</sup>

道と弘之助は、戦後、田中耕太郎が選挙に出馬したときにカトリック関係者から勧められて選挙運動を手伝っている。<sup>(67)</sup>母、兄の影響を受け、二人の妹・知、昌ともカトリックに入信した。<sup>(68)</sup>知の娘・洋子は幼児洗礼を受けた敬

度なカトリックであり、白百合学園から上智大学に進んだ。弘之助の子女三人も父の意思で受洗し、キリスト教系の中学、高校に通った。

作之助も晩年受洗しカトリックになり、洗礼名「トマス・アキナス」を授けられた。その時期や動機は現時点では判明していないが、孫娘洋子を失った悲しみが作之助を洋子と同じ信仰の道に進ませたのではないかと推測される。

(一六) 阪神・淡路大震災、死去（一九九五）

一九九五年（平成七年）一月一七日、神戸を襲った阪神・淡路大震災は、神戸中心部の多くのビルに甚大な被害を与えた。山田法律事務所の入居していた明海ビルも使用不能となったことから、江戸町九五番地のリクルート神戸ビル三階に移転した。<sup>69</sup>

神戸の街、そして山田法律事務所の復旧・復興も道半ばの同年五月二〇日、山田作之助は心不全のため九九歳でこの世を去った。妻と二人の子に先立たれた作之助の葬儀は、孫（長男の長男）の眞之助が喪主を務め、四十年以上住み続けた塩屋の自宅にてカトリック式にて執り行われた。

ボスを失った山田法律事務所は、かねてより業務提携を行っており震災後は同じビルで執務を行っていた原田法律事務所と合併し、一九九六年（平成八年）四月に弁護士四人を擁する「江戸町法律事務所」として新たなスタートを切った。<sup>70</sup>その後江戸町法律事務所は明石町三〇番地の常盤ビル七階に事務所を移し、現在に至っている。

むすびに代えて

ここまで明治半ばから平成にかけて九九年を生きた山田作之助という一人の法律家の足跡を辿ってきた。しかしながら、彼の弁護士としての活動の身を掘り下げたり、最高裁判事として関与した判決に付された少数意見を分析したりといった実質的な研究には踏み込めておらず、山田作之助という法律家の思想や活動の核心は未解明のままである。今後山田作之助関係資料の整理を進めていくと同時に、同資料を活用したより実質的な研究へと歩みを進めていきたい。

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金（基盤研究C）「最高裁判事・山田作之助を起点とした二十世紀の法実務と学知の交錯」（研究課題 15K03096）による研究成果の一部である。本稿の元となった二〇一六年七月二日の第一回科学研究会における拙報告に対してご教示いただいた出席者の皆様に感謝申し上げます。

(1) 「旧ジョネス邸」保存運動および神戸学院大学への山田作之助関係資料受け入れの経緯の詳細については本号掲載の小松昭人准教授の論考を参照。

(2) 研究代表者は九州大学大学院法学研究院・和仁かや准教授（二〇一五年三月まで神戸学院大学法学部准教授）、研究分担者は神戸学院大学人文学部・大原良通教授、同大学法学部・小松昭人准教授、同・足立公志朗准教授、同・下村太一講師および筆者である。

(3) 山田の逝去が阪神・淡路大震災の四ヶ月後という事情も影響している可能性がある。

- (4) ただし、このような括りには異論がありうる。たとえば、一九六〇年代の法曹研究では、戦前の在野法曹を「国民のための裁判を唱え、主張し、実現せんとした」が大正期以降日本全体の反動化の波に押し流されその主張を貫徹しなかった「『国民』法曹」と、「天皇制国家権力を批判し、これに反抗し、抵抗した」「抵抗法曹」とに区別し、前者として花井卓蔵、今村力三郎、平出修、岸清一、原嘉道、高木益太郎ら、後者として布施辰治、山崎今朝弥ら自由法曹団の弁護士たちを挙げる（清水誠「戦前の日本社会と法律家」『岩波講座 現代法6 現代の法律家』（岩波書店、一九六六年））。
- (5) 明治大学史資料センター監修、山泉進・村上一博編『布施辰治研究』（日本経済評論社、二〇一〇年）、大石進『弁護士 布施辰治』（西田書店、二〇一〇年）、森正「評伝 布施辰治」（日本評論社、二〇一四年）。
- (6) 川口由彦編『明治大正 町の法曹』（法政大学出版局、二〇〇一年）。
- (7) 橋本誠一「在野「法曹」と地域社会」（法律文化社、二〇〇五年）。
- (8) 三阪佳弘「近代日本の地域社会と弁護士——一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」『法と政治』六二巻一号（二〇一一年）など。
- (9) 企業弁護士自身が戦後のローファームでの経験を語ったものとして長島安治編集代表『日本のローファームの誕生と発展』（商事法務、二〇一一年）がある。
- (10) 山田喜之助については、山田作之助「山田喜之助」『法曹百年史』（法曹公論社、一九六九年）七六九―七七二頁、小林俊三「私の会った明治の名法曹物語」（日本評論社、一九七三年）四〇―六〇頁、七戸克彦「現行民法典を作った人びと」〔19〕査定委員② 山田喜之助』『法学セミナー』六七七号（二〇一〇年）六〇頁。
- (11) 東京大学卒の法学士としては六人目だが、他に司法省附属代言人から無試験で代言人となった星亨がおり、七人目の無試験代言人である。星は太政官の命で一八七四年（明治七年）にイギリスに留学し、ミドル・テンブルで学びパリスタの資格を得て七七年（同一〇年）に帰国、政府の訴訟案件において政府の代理人となる司法省附属代言人を

一八八一年（明治一四年）まで務め、同年同制度廃止に伴い無試験で代言人となった。

(12) 一八九一年（明治二四年）二月一七日付東京朝日新聞朝刊四面には京橋区銀座三丁目二番地に花井卓藏、妻戸政吉、指田義雄と共に「山田喜之助事務局」を開設して訴訟事務を取り扱うとの広告が掲載されている。同年十月二日付東京朝日新聞朝刊六面掲載の広告によると、山田喜之助事務局は、上記三人に小林政一、浜本庫吉が加わり、京橋区元数寄屋町二丁目二番地に移転している。

(13) 一八九一年、九二年については投票で選出されたが（奥平昌洪『日本弁護士史』（巖南堂書店、一九一四年）五五―五五六頁）、九三年は弁護士法施行に伴い弁護士会設立が直後に予定されていたため前年度の役員が無投票で再選された（一八九三年（明治二六年）四月二五日付読売新聞朝刊一面）。なお、山田の代言人組合会長在任中、東京代言人組合は新組合と旧組合に分裂しており、山田はこのうち旧組合の会長を務め、一八九三年の東京弁護士会設立の時に（会長選出をめぐる混乱したもの）分裂状態は解消した。

(14) 『衆議院議員略歴 第一回乃至第十八回総選挙』（衆議院事務局、一九三二年）三二二頁。作之助は前掲「山田喜之助」において「（明治）二十六年東京市京橋区から代議士（進歩党）に当選」と書いているが、誤り。

(15) 隈板内閣では喜之助の師・鳩山和夫が外務次官に就任している（前掲小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』三八頁）。鳩山和夫は一八七五年（明治八年）東京開成学校卒業時に文部省から米國留学を命じられ、コロンビア大学、イエール大学で法学を修め法学博士号を取得して帰国、一八八〇年（明治一三年）より東京大学法学部講師となり、喜之助たちを教えた。翌八一年（同一四年）には代言人試験に合格、八二年（同一五年）に代言人を開業し東京大学を辞職し、以後政界や弁護士業界で活躍した。後述のように、鳩山和夫―山田喜之助の師弟関係が子の世代の鳩山秀夫―山田作之助へと継承されることになる。

(16) 『麹町区史』（東京市麹町区役所、一九三五年）五四七、五五四頁。

(17) 町田三郎「岡松甕谷のこと」『中国哲学論集』一三号（一九八七年）四一―五七頁、「文靖先生年譜」『甕谷遺稿

「巻一」(吉川弘文館、一九〇六年)。

- (18) 岡松参太郎の業績および法学史上の位置づけについては、和仁陽「日本民法学者のプロフィール9 岡松参太郎 一八七〇〜一九二二 法比較と学理との未完の総合」『法学教室』一八三号(一九九五年)。
- (19) 富塚一彦「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎『國學院大學図書館紀要』四号(一九九二年)。
- (20) 野村二郎『最高裁全裁判官——人と判決——』(三省堂、一九八六年) 五八―六〇頁。
- (21) 一九四三年(昭和一八年)七月四日付朝日新聞東京本社版朝刊四面。
- (22) 喜之助の四人の婚外子については七戸克彦教授からのご教示による。詳しくは本号掲載の七戸教授の論考を参照。
- (23) 一九〇〇年(明治三三年)十二月三日付で司法大臣金子堅太郎に宛てて「小官儀病氣ニ付辭職致し度候間何卒御聽許被下度別紙診斷書相添へ此段奉願候也」との「辭職願書」に医師窪田昌による「肺尖カタル並胃アトニー」とする診斷書が付されて提出された(国立公文書館所蔵「任免裁可書・明治三十三年・任免卷二十五」)。
- (24) 『神戸弁護士会史Ⅱ』(神戸弁護士会、一九九三年) 三三七頁。
- (25) 山田作之助関係文書中に淡路島津名町の高倍権太郎から作之助や道宛に差し出された書簡が複数ある。
- (26) 山田作之助関係資料 Documents 未整理、原文縦書き二〇〇字詰原稿用紙「山田用箋」一七枚。
- (27) 一八九七年(明治三〇年)五月一三日付東京朝日新聞朝刊八面など。
- (28) 『日本』社員の陸羯南(中田実、福本日南(巴)と正岡子規の叔父・加藤拓川(恒忠)は一八七九年(明治二二年)に司法省法学校正則科二期生のいわゆる「賄征伐事件」で原敬らとともに退学処分を受けた関係にある。一八九七年(明治三〇年)に出版された山田箕南『行餘集』には羯南陳人(陸羯南)、雪嶺迂人(三宅雪嶺)、日南(福本日南)、愛川居士(山田一郎)、木堂散人(犬養毅)が序文を寄せており、この時期の喜之助の交友関係が窺われる。喜之助と『日本』との関係については、佐生共一「日露戦争と明治一知識人の歴史認識」『季論21』第三一―二〇一六年冬号。

(29) 一九〇二年(明治三五年)四月二六日付東京朝日新聞朝刊八面広告によると、山田喜之助法律事務所は京橋区本材木町三丁目二番地に移転している。自宅についての記載はない。

(30) この間の居住地の変遷については山田作之助関係資料データベース②未整理「私の自叙伝」による。また、東京朝日新聞一九〇四年(明治三七年)一月七日付に喜之助の自宅が麴町区平河町六丁目七番地に移転した旨の広告が掲載されている。

(31) 作之助八十歳過ぎの回想であり記憶が不鮮明だったためか、草稿の記載に混乱が見られる。

(32) 山田作之助「末川〔博〕さんの葬儀に参列して」(山田作之助関係資料所収原稿)。

(33) それまで帝大が採用していた分科大学制が一九一八年(大正八年)に学部制に改められ、同時に東京帝国大学法科大学から経済学部が分離して、法学部は法律学科と政治学科の二学科となった。

(34) 山田作之助「鳩山秀夫先生の法人本質論に接し(七十年は夢の如きか)——最近の法学界における各種各様なる学説をみて」『ジュリスト』九八三号(一九九一年)三頁、「あの人この人訪問記 第九十八回 山田作之助さん(下)」(聞き手 野村正男)『法曹』二〇五号(一九六七年)八頁。

(35) 小寺奨学金は正式名称「小寺泰次郎記念奨学資金」といい、一九〇五年(明治三八年)二月に故小寺泰次郎の息子小寺謙吉によって法科大学法律学科、政治学科の成績優秀者、懸賞論文優秀者への給与のため寄付された国債一六、五〇〇円が原資とされた(『東京大学百年史 資料三』(東京大学出版会、一九八六年)三二六頁)。法科大学ではこのうち一三、〇〇〇円の利息を成績優秀者に、三、五〇〇円の利息を「政治学科学生及同学科卒業ノ大学院学生中欧米ノ経済又ハ財政ニ関スル優等ノ論文ヲ提出シタル者」に給与するものとして、翌〇六年(同三九年)から論文の募集と奨学金の支給が開始された(『東京大学百年史 部局史一』(東京大学出版会、一九八六年)一一九、一二〇頁)。前者の成績優秀者は、毎年の卒業者の中から外国法(英法、仏法、独法)の試験成績を基準に選ばれるものとされた。作之助の卒業した一九二〇年(大正九年)の受賞者数は不明だが、他の年度では一九二九年(昭和四年)の法律学科



- 卒業者三七九名中英法二三名、仏法一〇名、独法一九名が給与を受けている（前掲『東京大学百年史 部局史一』一九六頁）。なお、この奨学金の由来となった小寺泰次郎は、三田藩出身の下級武士で、明治維新後、旧藩主九鬼隆義と共に開港地神戸の後背地の宅地開発に乗り出し、その成功により莫大な富を手にした。泰次郎の次女が東京帝大教授・土方寧に嫁した関係から、泰次郎の死後、長男の謙吉（後の神戸市長）が莫大な遺産の一部を東京帝大法科大学に寄付した。作之助にとつて小寺奨学金の受給が神戸との最初のつながりとなった。また、謙吉は、関東大震災からの復興を願って、早稲田大学、慶應義塾大学などに自身の所蔵する多数の洋書を寄付した（「館蔵特殊コレクション 摘報5（1） 小寺文庫」『早稲田大学図書館報』一二号（一九八七年）一二頁）。
- (36) 戦前の司法官試補制度については蕪山巖『司法官試補制度沿革』（慈学社出版、二〇〇七年）。
- (37) 山田作之助草稿（無題）山田作之助関係資料ウルシ（赤）箱No.9-45。
- (38) 山田作之助「花井卓蔵博士の弁論」『法窓回顧——よき先輩・同僚にめぐまれて——』（法律新聞社、初版一九八一年・増補一九八三年）。
- (39) 一年志願兵とは、通常の徴兵制の下では三年間の現役、四年間の予備役が義務づけられるところ、官立学校出身者等に対し食料・被服・装備の自弁を条件に一年間の現役、数年間の予備役に短縮することを認めた制度。
- (40) 「高倍権太郎」『第十一版人事興信録』タ二一五頁（人事興信社、一九三七年）。
- (41) 『神戸弁護士会史Ⅱ』（神戸弁護士会、一九九三年）三三七頁。
- (42) 山田作之助関係資料中に淡路島津名町の高倍権太郎から差し出された書簡が複数残っている。
- (43) 坂田和夫「先進会員群像16」『神戸弁護士会会報』一三三六号（一九八三年）。
- (44) 一九九九年（平成十一年）四月、神戸弁護士会は、兵庫県全体の弁護士を統轄する組織であることを明確化するために兵庫県弁護士会へと名称を改めた。
- (45) 「あの人この人訪問記 第九十七回 山田作之助さん（上）」（聞き手 野村正男）『法曹』二〇四号（一九六七年）

二〇—二二頁。

- (46) 山田作之助「納金スト」刑事事件—小谷勝重裁判官』『法窓回顧——よき先輩・同僚にめぐまれて——』（法律新聞社、初版一九八一年・増補一九八三年）。
- (47) 山田作之助「三東樓ノ記」『追想 山田弘之助』（一九九一年）。
- (48) 長谷川正観（一九〇五—一九七二）は『宗教法研究』で一九五八年（昭和三十三年）に京都大学から法学博士の授与を受けた宗教法の専門家で、『宗教法概論』（有信堂、一九五六年）などを著し、龍谷大学などで教鞭を執った。在任期間との兼ね合いで（最高裁の定年七〇歳まで約一五年）他の候補より若かったことが選考に影響した可能性がある。
- (49) 本田由雄「思い出」『神戸弁護士会史』（神戸弁護士会、一九七六年）四〇六—四〇七頁。
- (50) 山田作之助「徳性の人 大月伸氏」『法窓回顧——よき先輩・同僚にめぐまれて——』（法律新聞社、一九八一年）。
- (51) 山田作之助「奥野（久之）君の最高裁判所判事に任命されたことを心から欣ぶ」『神戸弁護士会会報』一五五号（一九八七年）。
- (52) 山田作之助「裁判所は須らく訴訟事件についての原価計算を為すべし」『ジュリスト』二〇四号（一九六〇年）。
- (53) 「ひと最高裁判事になった 山田作之助」朝日新聞一九六〇年（昭和三五五年）二月二十九日付東京本社版朝刊一〇面。
- (54) 山田作之助「裁判所は須らく訴訟事件についての原価計算を為すべし」『ジュリスト』二〇四号（一九六〇年）。
- (55) 倉田卓次「一四 制限利息の任意支払と元本充当の可否」『河村大助先生の業績と想い出』（一九八七年）一八八頁。
- (56) 森綱郎「四 占有改定と即時取得」『河村大助先生の業績と想い出』（一九八七年）五〇頁。

- (57) 作之助より二年若い一八九八年（明治三二年）生まれの奥野健一が作之助より四年早く一九五六年（昭和三二年）に就任していたことから、作之助の定年退官時にも先任の裁判官として在職していた（野村二郎『最高裁全裁判官——人と判決——』（三省堂、一九八六年）七九—八一頁）。
- (58) 山田作之助『訟廷余論』（有斐閣、一九六八年）八四—一一八頁。
- (59) 小林知編『洋子の日記と作文』（実業之日本社、改訂第二版・一九九八年）五〇—五頁。
- (60) 一九五〇年（昭和二五年）、神戸に本社を置く川崎重工業は造船部門とならぶ中核事業であった製鉄部門を川崎製鉄へと分割したが、作之助は顧問弁護士としてこの分割に深く関与した（山田作之助「つとめを果した西山さん」『西山弥太郎追悼集』（西山記念事業会、一九六七年）。分割により誕生した川崎製鉄の社長に就任した西山弥太郎が新たに千葉市の東京湾沿いの埋め立て地に作った最新鋭の製鉄所が千葉製鉄所であり、その経緯は黒木亮『鉄のあけぼの』（毎日新聞社、二〇一二年）において小説の題材ともなった。
- (61) 「会員移動 小林定人君」『神戸弁護士会会報』一四七号（一九八五年）。
- (62) 設置認可申請書の原本が山田作之助関係資料に残されている。
- (63) 卒業証書には授業を担当した講師全員の氏名と肩書きが記載されているが、一九六九年に神戸大学を退職し神戸学院大学法学部教授に就任した俵静夫の肩書きが「神戸学院大学教授」ではなく「元神戸大学教授」となっており、「神戸学院」の名前を奪った神戸学院大学に対する「神戸法経学院」側の微妙な心情が感じられる。
- (64) なお、翌一九七二年（昭和四七年）には妻・道も喪っているが、妻の死について言及した草稿やメモの類は多くない。
- (65) 山田作之助関係資料に残された書簡類には出版に当たって法律系の出版社に掛け合った形跡が見られるが、実際には実業之日本社から刊行された。
- (66) 村田正雄「親友の思い出」『追想 山田弘之助』（一九九一年）七頁。

- (67) 山田作之助「田中耕太郎先生の思い出」鈴木竹雄編『田中耕太郎 人と業績』（有斐閣、一九七七年）三三三頁。
- (68) 経緯は不明だが、道と昌はプロテストメントの神戸女学院の出身でありながら、カトリックに入信している。昌は二〇二二年に亡くなるまでカトリックたかとり教会に通い、塩屋の作之助邸（旧ジョネス邸）で聖書の勉強会を続けていたという。

(69) 『神戸弁護士会会報』一八二号（一九九五年）五〇頁。

(70) 「新事務所訪問記 江戸町法律事務所」『神戸弁護士会会報』一八五号（一九九六年）六七頁。

【資料一】山田作之助 略歴

- 一八九六年（明治二九年）四月二二日 東京市麹町区にて山田喜之助・鳩（にお）の三男として誕生
- 一九〇八年（明治四一年）四月 東京府立第一中学校入学
- 一九一三年（大正二年）三月 同卒業
- 一九一四年（大正三年）八月 第三高等学校入学
- 一九一七年（大正六年）六月 同卒業
- 一九一七年（大正六年）八月 東京帝国大学法学部独法専修入学
- 一九二〇年（大正九年）七月 同卒業
- 一九二〇年（大正九年）八月五日 任司法官試補 京都地方裁判所及同検事局並京都府裁判所及同検事局事務修習
- 一九二〇年（大正九年）十一月五日 京都府裁判所検事代理

- 一九二〇年（大正九年）十二月一日 一年志願兵として歩兵第一聯隊に入営
- 一九二一年（大正一〇年）十一月三〇日 歩兵第一聯隊除隊、陸軍二等経手（第一師団経理部）
- 一九二二年（大正一一年）二月一日 免京都区裁判所検事代理
- 一九二二年（大正一一年）四月一四日 東京地方裁判所及同検事局事務修習
- 一九二三年（大正一二年）三月三日 任判事・叙高等官七等 東京地方裁判所兼東京区裁判所予備判事
- 一九二三年（大正一二年）六月五日 神戸地方裁判所判事
- 一九二五年（大正一四年）五月五日 免官
- 一九二五年（大正一四年）八月 神戸弁護士会登録
- 一九五八年（昭和三三年）四月 神戸弁護士会会長（一九五九年三月まで）
- 一九六〇年（昭和三五年）十二月 弁護士登録抹消
- 一九六〇年（昭和三五年）十二月二七日 最高裁判所判事
- 一九六六年（昭和四一年）四月二一日 同退官
- 一九六六年（昭和四一年）四月 神戸弁護士会登録
- 一九六六年（昭和四一年）四月二九日 勲一等瑞宝章受章
- 一九九五年（平成七年）五月二〇日 急性心不全のため逝去。九九歳。

企業役員

・三菱倉庫株式会社・監査役（一九四六～一九五一）、取締役（一九五一～一九六〇、一九六六～一九七〇）

・オリエンタルホテル株式会社…監査役（期間不明）

出典…『山田作之助 履歴書』（山田作之助関係資料（ウルシ）箱No.9178）、『官報』、各種新聞、『三菱倉庫百年史』

【資料二】山田作之助 著作目録（暫定版）

一 著書

（A）『訟廷余論』（有斐閣、初版一九六八年・第二版一九七二年）…『ジュリスト』誌等に掲載の論文やエッセイ、最高裁判事時代の少数意見を収録

（B）『法窓回顧——よき先輩・同僚にめぐまれて——』（法律新聞社、初版一九八一年・増補一九八三年）…『法律新聞』掲載の人物エッセイを収録（花井卓蔵、小谷勝重、大田黒英記、池田克、藤田八郎、大月伸、下飯坂潤夫・横田正俊・斎藤朔郎、田中二郎、奥野健一、横田喜三郎）

二 論文・エッセイ

（1）「証拠論——争の仕方」『海運』二三九号（一九四二年）↓「証拠論——けんかの仕方」と改題のうえ（A）所収

（2）「偶感」（山田弘之助）「親子共同事務所絶対不可論」と同時掲載『自由と正義』四卷九号（一九五三年）  
特集「親子弁護士の弁」

- (3) 「斜陽と新興」『神港新聞』一九五八年四月六日付夕刊↓(A)
- (4) 「川上選手の引退」『神港新聞』一九五八年十一月九日付夕刊↓(A)
- (5) 「法曹生活四十年」『法曹』一二五号(一九五九年)↓(A)
- (6) 「裁判所は須らく訴訟事件についての原価計算を為すべし」『ジュリスト』二〇四号(一九六〇年)↓(A)
- (7) 「夫婦というもの」『兵庫新聞』一九六〇年五月八日付夕刊↓(A)
- (8) 「上告事件」『判例タイムズ』一一七号(一九六一年)↓(A)
- (9) 「憲法というものがごく身ぢかなものになったこと」『金融法務事情』二九五号(一九六二年)↓(A)
- (10) 「東京にきての二ヶ年を顧みて」『神戸弁護士会会報』六四号(一九六三年)↓(A)
- (11) 「手形訴訟制度の復活を喜ぶ」『ジュリスト』三〇三号(一九六四年)↓(A)
- (12) 「交友二年有二ヶ月——斎藤朔郎君を懐う——」『法曹』一六七号(一九六四年)
- (13) 「退官の辞(五年と五年)」『法曹』一八五号(一九六六年)
- (14) 「ドイツ(西独)最高裁判所憲法裁判所訪問記」『ジュリスト』三四一号(一九六六年)↓(A)
- (15) 「欧米とどこどころ」『ジュリスト』三四四号(一九六六年)↓(A)
- (16) 「ロンドンにおける七日間」『ジュリスト』三四五号(一九六六年)↓(A)
- (17) 「最高裁判所(別離)」『法曹』一九六号(一九六七年)↓(A)
- (18) 「裁判公開論」『ジュリスト』三三二号(一九六七年)↓(A)
- (19) 「白地手形の効力に関する大法廷判決をみて」『商事法務研究』四〇二号(一九六七年)↓(A)
- (20) 「つとめを果した西山さん」『西山弥太郎追悼集』(西山記念事業会、一九六七年)

- (21) 「山田喜之助」『法曹百年史』（法曹公論社、一九六九年）
- (22) 「株式会社役員退職慰労金談義」『ジュリスト』四四七号（一九七〇年）
- (23) 「鳩山秀夫先生と我妻栄君」『ジュリスト臨時増刊 我妻先生追悼 我妻法学の足跡』（一九七四年）
- (24) 「嗚乎田中真次君」『神奈川法学』一〇巻一・三号（一九七五年）
- (25) 「田中耕太郎先生の思い出」『田中耕太郎先生を偲ぶ』（一九七五年）↓鈴木竹雄編『田中耕太郎 人と業績』（有斐閣、一九七七年）に再録
- (26) 「長野国助先生の一面」『長野国助』（一九七六年）
- (27) 「入江俊郎氏の思い出」『法曹』三〇八号（一九七六年）
- (28) 「神戸弁護士会のことども」『神戸弁護士会史』（一九七六年）
- (29) 「最高裁判所下飯坂潤夫裁判官の一面」『法律新聞』（掲載年未調査）↓「誠実な人・下飯坂裁判官」として（B）所収
- (30) 「納金スト最高裁判所公判 「弁護士一寸まった」」『法律新聞』（掲載年未調査）↓「納金スト」刑事事件―小谷勝重裁判官」と改題のうえ（B）所収
- (31) 「最高裁判所判事・藤田八郎氏を偲ぶ」『法律新聞』（掲載年未調査）↓「典型的な裁判官・藤田八郎氏」と改題のうえ（B）所収
- (32) 「西独の裁判官」（掲載先未調査）<sup>2</sup>
- (33) 「うつり行く世の中にあつて」（掲載先未調査）
- (34) 「元・日本弁護士連合会会長・大月伸氏を偲ぶ」『法律新聞』（掲載年未調査）↓「徳性の人」大月伸氏」と



改題のうえ (B) 所収

- (35) 「小堀満馬氏の思い出」(掲載先未調査)
- (36) 「末川〔博〕さんの葬儀に参列して」(掲載先未調査)
- (37) 「『国際司法裁判所と田中耕太郎博士』と題する東大高野〔雄一〕教授の論説を読んで」(掲載先未調査)
- (38) 「名古屋中郵事件最高裁判所大法廷判決を読んで」(掲載先未調査)
- (39) 「奥野健一氏を悼む」(掲載先未調査)
- (40) 「偶感」日本法律家協会編『法窓さろん——くつろいだ法律家たち——第一集』(法律文化社、一九七八年)
- (41) 「序」小林知編『洋子の日記と作文』(実業之日本社、初版一九八〇年)
- (42) 「ある老法曹の思ひ」『法曹』四〇九号(一九八四年)↓ある老法曹の思ひ』『神戸弁護士会会報』一六三号(一九八九年)再掲載
- (43) 「占いと私」『法曹』四二三号(一九八六年)
- (44) 「中村俊夫君を懐う」『神戸弁護士会会報』一四九号(一九八六年)
- (45) 「奥野〔久之〕君の最高裁判所判事に任命されたことを心から欣ぶ」『神戸弁護士会会報』一五五号(一九八七年)
- (46) 「河村大助氏を想う」『河村大助先生の業績と想い出』(一九八七年)
- (47) 「法曹一元の夢」『自由と正義』四一卷五号(一九九〇年)
- (48) 「鳩山秀夫先生の法人本質論に接し(七十年は夢の如きか)——最近の法学界における各種各様なる学説をみて」『ジュリスト』九八三号(一九九一年)

- (49) 「三東樓ノ記」(一九四五年執筆)・「後書」『追想 山田弘之助』(一九九一年)  
 (50) 「申年の弁」『神戸弁護士会会報』一七二号(一九九二年)

三 座談・インタビュー等

- (1) 「ほうそう囲碁対局譜(第三回)」(草鹿浅之介・木谷礼子と)『法曹』一七八号(一九六五年)  
 (2) 「あの人この人訪問記 第九十七回 山田作之助さん(上)(下)」(聞き手 野村正男)『法曹』二〇四・二〇五号(一九六七年)  
 (3) 「続・法曹あの頃5 山田作之助氏に聞く 鐘紡争議、違憲判決のことなど」(聞き手 野村二郎)『法学セミナリー』三四四号(一九八三年)  
 (4) 「先進会員座談会」(中井一夫、難波貞夫、岡田要太郎、林三夫らと)『神戸弁護士会会報』一六七号(一九一一年)

付・山田作之助の人物紹介・追悼

- (1) 「時の人 最高裁判事になった 山田作之助」読売新聞一九六〇年十二月二十八日付東京本社版朝刊二面  
 (2) 「ひと 最高裁判事になった 山田作之助」朝日新聞一九六〇年十二月二十九日付東京本社版朝刊一〇面  
 (3) 坂田和夫「先進会員群像16 山田作之助氏」『神戸弁護士会会報』一三六号(一九八三年)  
 (4) 野村二郎「山田作之助」『最高裁全裁判官——人と判決——』(三省堂、一九八六年) 九四—九六頁  
 (5) 北山六郎「山田作之助先生を偲ぶ」『神戸弁護士会会誌』一八三号(一九九六年)

- 1 (B)所収の各記事のうち『法律新聞』における初出を未調査のものについて「掲載年未調査」とした。
- 2 山田作之助関係資料「意見書」綴に浄書済原稿として綴じられているものうち掲載媒体が確認できてないものについては「掲載先未調査」とした。